

使 用 印 簡 届

使用印

卷之三

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

昭和41年2月1日 火曜日 鳥取県公報(号外)第4号

年月日

卷之三

卷之三

〔定価一冊一箇月三百円 (税込) 金券〕

鳥取縣公報

◇監査公告 定期監査の結果公表

監查公署

◇監査公報　定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和39年度に係る下記組織等の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

三中高級農業職業學校
庄玉華
田 谷 具
新 中 小 學
鳳 呂 同 同

行年月日
0年9月 15日
6月 9日

監査公告		7月 7日
鳥取県監査公告第1号		~10日
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和39年にて係る下記機関等の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。		14日
・昭和41年3月25日		15日
鳥取県監査委員 氏 田 庄 二 田 玉 善 谷 修 新 見		4月 22日
同 同 同		23日
大蔵事務所 財団法人鳥取県青年会 米子工業高等学校 境水産 ◆ 境船工業 ◆ 境 ◆ 日野実業 ◆ 日野実業 ◆ 根間 ◆ 鳥取工業 ◆ 金吉東 ◆ 金吉西 ◆ 鳥取商業 ◆ 鳥取西工業 ◆		6月 24日 21日 7月 9日 8月 27日 9月 2日 3日
監査所		执行年月日
監査所		昭和40年9月 15日
都水保険所		6月 9日
浜村 ◆		

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

鳥取農業会 (米和、鹿野分校を含む)	3日	東部	20日
官学校	7日	中部	
ろう学校	9日	西日本	
岩美高等学校	7月 1日	財团法人鳥取県福祉事業団	7月 12日
法務寺	5月 31日	中央病院(学舎を含む)	6月 28日
養成園寮	7月 28日	厚生病院(◆)	8月 3日
赤崎	29日	原 誠 學 園	4日
由良育英会	8月 26日	監査役員 桂 田 庄 二	
智頭農林	27日	同 中 田 玉 平	
八瀬	9月 2日	岡 新 見	
脇谷			
倉吉工業			
倉吉産業			
倉吉土木出張所			
郡家	4月 15日	昭和40年9月15日監査	
米子	28~30日	監査役員 桂 田 庄 二	
根雨	5月20~21日	同 中 田 玉 平	
鳥取	6月17~18日	岡 新 見	
八頭地方農林振興局	7月 5~6日		
日野	6月11~14日		
鳥吉	22~23日		
米子	7月19~20日		
鳥取	8月 9~10日		
西部県税事務所	24~25日		
	9月 16日		
1 予算の執行状況			
(1) 領 入			
科	目	固 定 額	収入額
使用料及び手数料		22,654,966	22,654,966
施 収 入		5%6,604	5%6,604
合	計	23,251,570	23,251,570
(2) 支 出			
科	目	予算額	支 出 額
児童福祉費		49,010,627	48,984,562
医療費		5,595	5,540
合	計	49,016,222	48,990,102
(単位 円)			

ア 入退園の状況

卷之三

定		前年度來現在		當年度來現在	
員		入	國	退	國
150人		132人	61人	44人	149人

卷之二

•(1) 用語事務標準化

ア 国民健康保険から既に支払を受けた被保険者のうち、政府管掌健康保険の被保険者となつていなくては明瞭したとの理由で、即ち月額

(40年4月)に至つて支払を取消されたものが、73,727円あつたために賃貸時現在放置されていた。このような場合は、速やかに事情を調査して、所要の手続きを行ない、欠損とならないように配慮された

い。
4. 非常勤職員（薬剤士）の報酬（月手当3,000円）を支給するにあつて、月中途に任命されているのに、当月分の手当全額を支給しないが、日報社算すとが適当である。留意されたい。

や 物品購入については、特定業者の見積書を算して自家契約によつている場合が多いが、なかには、会計規則第16条の「契事が廻に定める場合」に該当しないと思われるものがある。これらについてはなるべく2人以上から見積書を複数して実態するようになされたい。

(3) 設備の管理について

当園の排水は強制排水によつていて、廻園室、浴槽からの漏出汚水、毛髪等の流入による排水ポンプの機能低下、清水貯水槽の未整備、機器用配管ピットへの底泥なる排水等設備についての問題点があるので、当局は対策について配慮されたい。

(3) 免責事項等の設置について

現在当学園建物の一覧（学習棟）を直接米子学生学園が使用してい
る関係もあって、当学園運営上必要な児童指導員、保育室、幼稚室、
隔離室が設置できず、不都合を生じている。さらに円滑な運営をか
るために、これら諸室の設置が望まれる。

昭和41年3月25日 金曜日 第5号 (号外) 第5号 (号外) 第5号 (号外) 第5号 (号外) 第5号 (号外)

医家保健所監査委員会田庄二

昭和40年6月9日監査

医家保健所監査委員会田庄二

昭和40年6月9日監査

1 年算の執行状況

(1) 収入

科 目	固定費	収入額	収入実折額	備考
公衆衛生費負担金	106,631	106,981	106,981	(単位 円)
使用料及び手数料	2,490,836	2,484,015	6,771	
人	77,080	77,080	0	
計	2,674,567	2,667,776	6,791	

(2) 支出

科 目	予算額	支出額	不 用 額	備 考
施 設 費	182,226	181,946	280	
被 民 生 費	2,500	2,500	0	
計	32,023,532	31,992,783	30,749	
総 合	32,208,258	32,177,229	31,029	

(3) 収入経費取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料)

742,820円

2 主な事業の実施状況

(1) 健康診察及歯科検査

対象区分	対象人員	健診受験者	歯科検査受験者	受診率
一般住民	31,351	21,279	1,472	67.8%
学校、事業所等	22,719	20,702	1,898	91.1
計	54,070	41,981	3,370	77.3

(2) 未摂取検査実施状況

対象者	検査件数	陽性件数	陽性率
被検者、在宅病院休業者	649	36	55.4%
多児地区住民等	6,363	1,166	18.0%
食品、飲食、水道使用者	10,959	1,917	17.4%
その他	19,117	166	0.8%

(3) 保健婦就業防除活動状況

目的	結核	伝染病	乳幼児	未就学	母性	その他	計
訪問数	1,884	306	124	15	6	1,355	3,666

(4) 食品及び環境衛生監視相談状況

いては、所定の審査及び医療金収入の手数料を行なわれた。

エふく取扱當業園庭手数料等医療による収入にあたつて、事務担当者が現れり難を免行して手数料相当額の現金を一時預かっている事例があつたが、この取り扱いは適当でない。

オエックス被検者従事職員特異點高齢被検者の実績と、エックス被検者日給の撮影実績に不都合があつた。一般的な事務処理をされたい。

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア市町村からの委託により実施した結核症検査等の使用料及び手数料は、速やかに調定するように留意されたい。とくに、市町村各集団業務終了ごとにそれぞれ速やかに調定するようにされたい。

イ 使用料及び手数料のうち、社会保険扶養費支払基金への請求及び狂犬検査に伴う検査手数料に調定もあつたが、通算仕事務処理に留意されたい。

ウ 貸租金、使用料及び手数料の納期までに納入されないものにつ

金 品	目	量	量	量	量	量	量
対象数	監視指揮件数	対象数	監視指揮件数				
266	12	355	258				

(5) 狂犬予防事業実施状況

狂犬頭数	予防治頭数	抑制頭数	通報頭数	処分頭数	頭数
963	1,462	95	26	69	

(6) 試験検査実施状況

項目	法定伝染病	結核	寄生虫	皮肤病	血液	水質	その他
件数	19,057	158	72	633	35	200	158

(7) 留意事項

ア 市町村等からの委託により実施した結核症検査等の使用料及び手数料は、速やかに調定するように留意されたい。とくに、市町村各集団業務終了ごとにそれぞれ速やかに調定するようにされたい。

イ 使用料及び手数料のうち、社会保険扶養費支払基金への請求及び狂犬検査に伴う検査手数料に調定もあつたが、通算仕事務処理に留意されたい。

ウ 貸租金、使用料及び手数料の納期までに納入されないものにつ

いては、所定の審査及び医療金収入の手数料を行なわれた。

エふく取扱當業園庭手数料等医療による収入にあたつて、事務担当者が現れり難を免行して手数料相当額の現金を一時預かっている事例があつたが、この取り扱いは適当でない。

オエックス被検者従事職員特異點高齢被検者の実績と、エックス被検者日給の撮影実績に不都合があつた。一般的な事務処理をされたい。

カ保健所運営協議会委員である一般職に課する職員に当年度も報酬を支給しているものがあつたが、前回の監査で指摘されたとおり過当と認めがたい。

メふく取扱當業園庭手数料等医療による収入にあたつて、概算による交付額が多かつたため、船岡町を除く他の町村からは、いずれも算定の結果還納させていた。概算の交付にあたつては、町村の事業実績見込みの趣旨には照して交付するようになされた。

ヲ結核患者管理検査及び家庭検査の委託料支払額と委託先病院から図送された検査結果票(保健所長が発行する委託券)の合計金額に不適合を生じていた。的確な事務処理をされたい。

ハ受給頭部特別費及事業について

この事業に使用する器具、薬品は、管内の町村に配付し、町村から各受給頭部特別費に交付する方法によつていたが、町村の受給頭部を償していないものがあつた。授受用紙にしておかれたい。

なお、受給頭部特別費の指導実績報告に基づく被指導者に対する交付数量は、当年度町村に交付した数量よりかなり少ない數であつた。実地指導の指導状況を適時は廻し、事業効果の確認に一層配慮の

要がある。

(3) 予算の執行について

ア 自動車用燃料を年更替に相当数量購入し、年更替の消費量以上のものを翌年度に繰り越していかが、このように不思と思われる年度末の調入は抑制すべきである。

イ 食品衛生指導費特別経費 5,000円は食品衛生一日監視の経費であるが、当年度は実施せず全額不執行にしていた。せつかく計上されに予算であるから、他の保健所の例のように効率的に執行するようされたい。

(4) 公有財産の使用許可について

結核予防会員が公有地に使用許可しているレンタルゲン自動車運転手事務処理室については、料金条件として「附帯する電話、電灯、電気、ガス及び水道等の諸設備の経費を負担する。」となっているにもかかわらず、何等負担させていない。

使用状況に応じて条件の通り負担させられたい。

(5) 敷地の賃借契約について

当所敷地42坪は地元町村地であるが、賃借契約がなされていない。毎回の監査で指摘しているとおり、譲与されたものであるかどうか調査して明確にしておかれたい。

4 組織運営について

昭和34年度に試験検査室が設置されたが、理化学試験業務については未だ職員の配置がないので実施されていない。県内で最も普及率の高い水道について定期的な水質検査(130件)さえも専門で行えない状態にある。職員の配置につき考慮し、省内住民の保健福祉につながる基本施

設の充実について、その促進を期せられるよう要望する。

浜村保健所
監査委員 中田五平
田小谷善貴

科	目	予算合計額	支出額		不規則額	備考
			収入額	支入額		
公衆衛生賃貸金		47,313	47,313	0	0	
使用料及手数料		975,061	975,061	0	0	
総	入	45,324	45,324	0	0	
合	計	1,067,698	1,067,698	0	0	

1 予算の執行状況
(単位 円)

科	目	予算合計額	支出額		不規則額	備考
			収入額	支入額		
公衆衛生賃貸金		47,313	47,313	0	0	
使用料及手数料		975,061	975,061	0	0	
総	入	45,324	45,324	0	0	
合	計	1,067,698	1,067,698	0	0	

2 主な業務の実施状況
(3) 収入延滞収穫額(食品衛生法に基づく手数料等各種許可手数料) 398,640円

(4) 食品及び医療衛生監視等状況

項目	計	新規登録	定期登録	監視回数	個別監査	定期監査	巡回監査	その他監査	合計
対象登録	318	318	65	86	86	22	0	0	318
定期監査	428	707	74	59	17	105	0	0	428

(5) 疾病予防事業実施状況

項目	計	結核菌	風疹	麻疹	百日咳	虫垂炎	乳癌	肝硬変	心臓病	脳梗塞	糖尿病	高血圧	化膿性	計
件数	1,952	350	328	651	905	69	61	125	144	61	68	64	4,845	

(6) 試験検査実施状況

項目	計	結核菌	風疹	麻疹	百日咳	虫垂炎	乳癌	肝硬変	心臓病	脳梗塞	糖尿病	高血圧	化膿性	計
件数	1,952	350	328	651	905	69	61	125	144	61	68	64	4,845	

3 留意事項

(1) 経過出納事務

ア 運営医療等からの試験、検査依頼にかかる試験手数料は、1か月分を取りまとめて請求しているが、期間定めが発生しないよう改訂、検査依頼のあつた都度請求されたい。

イ 費用金、使用料及び手数料の納期限までに入れないものについては、所定の書類及び金額の手續を行なわれたい。

ウ 保健所運営協議会発行である一般職に属する職員に当年度も報酬を支給していたが、前回の監査で指摘したとおり適当と認めがたい。

エ 性病予防法に基づく医師治療にあたって、所長が発行した給与命令書の始業開始月日前の治療費を支出しているものがあつた。的確な事務処理をされたい。

(3) 交付金収支額 (食品衛生法に基づく手数料等各種料収取手数料)

625,830円

主な業務の実施状況

(1) 経営監査等の実施状況

昭和41年3月25日 金曜日 (外) 第5号 (第三種郵便物認可) 報公県取鳥田庄二 (内) (外) (第三種郵便物認可) 昭和40年6月24日監査

復出保健所

監査委員 氏名 田庄二

1.予算の執行状況

(1) 総入

		(単位 円)			
科	目	固定費	収入額	収入未清額	備考
公衆衛生費	人件費	13,152	13,152	0	
使用料及手数料	人件費	1,009,635	1,009,635	0	
物品光沢料入	人件費	44,500	44,500	0	
賃 金 入	人件費	49,350	49,350	0	
合 计		1,116,637	1,116,637	0	

(2) 繰 出

(単位 円)

科	目	予算分連額	支出額	不 用 額	備 考
給 慶 費	人件費	326,321	326,321	0	
民 生 費	人件費	2,500	2,500	0	
合 计		23,464,426	23,460,206	4,420	

(3) 保健検査実施状況

訪問人員	在住人員	被検受付	被検実	被検率	陽性	陰性	調査
6,766	6,588	7,053	6,469	98.1%	11	10	1
外	計	2,587	2,028				
合	計	34,933	31,950	8,995	3,281	29,166	1,119 91.5
法によらないもの					2,194	38	2,037 176

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

(5) 犬猫予防事業実施状況

登録頭数	予約注射頭数	接種頭数	退避頭数	処分頭数
999	1,745	35	21	12
対象頭数	登録頭数	接種頭数	退避頭数	処分頭数
251	502	150	130	246

(6) 試験検査実施状況

実験	便	直便	郵便	水	その他	合
寄生虫	便	便	便	水	その他	合
件数	152	8,335	510	570	950	177 305 143 244 98 276 93 81 1,934

3.留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 市町村からの委託により実施した結核症見検査の昭和40年2月～3月分については、当該年度補助金交付の実績としないで、翌年度における補助金交付の対象とすることとしていること及び当該検査料を翌年度で算定していたことは適当でない。

イ 費用金・使用料及び手数料の精算額までに入れないものにつ

1.予算の執行状況

監査委員 氏名 田庄二

同 中 田 玉 平

昭和41年3月25日 金曜日 (外) 第5号 (第三種郵便物認可) 報公県取鳥田庄二

9

いては、所定の督促及び追加金の督促手続を行なわねたい。

ウ 不用品の売り払いにあたり、販売人が物品引取後において代金を納入するとの約定をしていたこと及び物品引取後において代金を

納取済しておいたことは適当でない。

エ 紋紙中毒症防護指導指揮に手道を支給しているが、指導配属票

をみると被指導者の印のないものがある。

オ 保健所運営協議会委員である一般職に属する職員に当年度も報酬

を支給していたが、前回の監査で指摘されたとおり適當と認めがた

い。

カ 物品の購入にあたって、業者から渡する見渡書は当所で印刷した

用紙を使用し、見渡人の印のないものがかなりあつた。

キ 給付患者管理検査の受託料支出額と委託先病院から回送された檢

査結果額(保健所長が発行する受託券)の金額に不一致を生じてい

るものがあつた。的確な事務処理をされたい。

金古保健所 昭和40年6月30日監査

(単位 円)						
日 割 比 例 大 領 総 人 口 所 有 額						
公 共 施 工 費 用 金						
機械手取額						
竹 品 施 工 収 入	5,250,795	5,250,795				
機 械 手 取 額	5,409	5,409				
合 计	5,250,795	5,250,795				
(2) 改 造						
改 造 金	446,375	446,374				
改 修 費	62,520	52,426				
改 修 金	41,574,515	41,547,729				
合 計	41,560,394	41,533,529				
(3) 収入額収支枚組(食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料)						
2 主な業務の実態状況						
(1) 納税健康診断手数料実態状況						
実 施 回 数		対象人(回)	受診人(回)	ツベルクリン反応陽性者(回)	B・C・胸膜繊維化陽性者(回)	受診率(%)
定 一 般 住 民	58,160	43,298	5,359	1,859	39,364	1,270
学校、事業所等	44,934	41,952	30,724	11,090	36,749	1,169
期 計	103,094	85,250	36,083	12,949	76,113	2,439
						82.7

(2) 本県内検査実施状況	
検査回数	1,350
患者発生数	4,070
陽性率	2.98%
検査回数	3,324
患者発生数	1,039
陽性率	31.03%
検査回数	3,141
患者発生数	918
陽性率	29.3%
検査回数	3,949
患者発生数	1,145
陽性率	29.1%
合計	10,773
患者発生数	3,543
陽性率	32.7%

(3) 保健相談活動実施状況	
目的別実績	その他
対象者	5,327
相談件数	4,974
目的別実績	妊産婦
対象者	1,320
相談件数	1,088
目的別実績	乳幼児
対象者	1,333
相談件数	1,267
目的別実績	老人
対象者	256
相談件数	214
目的別実績	児童
対象者	67
相談件数	58
目的別実績	勤労者
対象者	114
相談件数	103
目的別実績	その他
対象者	150
相談件数	142
目的別実績	その他
対象者	317
相談件数	317
目的別実績	その他
対象者	150
相談件数	150
目的別実績	その他
対象者	345
相談件数	345
目的別実績	その他
対象者	4,701
相談件数	4,701
合計	10,773

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況	
食 品	環 境
許可を要する施設	許可を要しない施設
対象数	監視指揮件数
1,405	2,071
対象数	監視指揮件数
4,930	4,701
対象数	監視指揮件数
174	174
対象数	監視指揮件数
1,107	1,107

(5) 正火炉予防事業実施状況	
登録回数	予約登録回数
3,130	5,212
登録回数	初回引取回数
216	171
登録回数	返還回数
171	199
登録回数	始分配回数

(6) 试验検査実施状況	
検査回数	1,350
検査回数	3,324
検査回数	3,141
検査回数	3,949
検査回数	10,773

三
校用書

- イ 緊急救護負担金（母子衛生費負担金）について負担金決定の基礎となっている緊急救護と、白兎学園長からの退園通知と異なるものがあるが、このような場合は事情を調査して負担金決定に適切ないようにされたい。

イ 市町村等からの委託により実施した結核住民検診等の使用料及び手数料の算定については、前年度においても指摘したが、なお医療保健所の項で述べたとおりであるので留意されたい。

ウ 保健所運営協議会委員報酬の支給内容と会議費の委員出席記録とに一致しないものがある。的確な経理をされたい。

エ レントゲンフィルムの購入については、必要なつど特定業者の見積書を提出して随意契約によつては、なかには、会計規則第136条の「知事が別に定める場合」に該当しないと思われるものがある。これらについては、なるべく2人以上から見積書を出して実績するようされたい。

オ 受胎認定特別措及事業に使用する器具は、受胎認定実地指導員に交付して指導員が指導の際被指導者に支給する方法によつているが、指導員のなかには4・4半期分として交付を受けたものを当年度中

1

- ア 嫁育医療負担金（母子衛生費負担金）について負担金決定の基礎となつてゐる嫁育期間と、白兎学園長からの退園通知と異なつて、ものがあつたが、このような場合は事情を調査して負担金決定に迷題ないようになされたい。

イ 市町村等からの委託により実施した結核住民検診等の使用料及び

（2）公有財産の使用許可について

ア 寄生虫予防協会、食品安全基盤支那企画販売中華料理飲食業組合に使用許可している事務所については、厚生保健所の項で述べたとおり、それぞれ費用を負担させられたい。

健康をみると被指導者の印のないものが多い。

一一〇

- (II) θ λ

昭和40年7月26日監査
監査委員 田中平義
監査委員 田谷見
監査委員 五善義
監査委員 同同同

11

オ 受胎調節特別措置事業に使用する器具は、受胎調節実施指導員に交付して指導員が指導の歴被指導者に支給する方法によっているが、指導員のなかには4・4半期分として交付を受けたものを当年度中

昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第5号 (第三種郵便物認可)

13 昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第5号 (第三種郵便物認可)

料	日 漢定額 収入額	収入未済額	備	考
公衆衛生費負担金	476,832	472,912	2,912	
使用料(手数料)	3,730,247	3,739,978	1,741	運送機動車を介
物品売上収入	16,550	16,550	0	
諸 収 入	213,879	213,879	0	
合 计	6,395,000	6,362,197	25,803	

(2) 放出

(単位 円)

科	日 予算令達額	支出額	不 用 額	備	考
施設費	1,134,234	1,134,224	10		
生活費	52,000	48,000	4,000		
料 紗	49,755,448	49,604,615	100,833		
合 计	50,881,682	50,786,839	104,843		

(3) 収入延紙取扱額 (食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料)

4,135,480円

2 主な業務の実施状況

(1) 納税健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員	受診率	B+C+間接接觸者	受診率	受診率
一般住民	62,489	27,085	4,374	3,322	22,150
学校、事業所等	63,427	51,152	23,888	6,040	49,857
計	125,916	78,237	28,262	9,362	71,987

(6) 試験検査実施状況

試験項目	内 部 検 査	結 核 檢 査	淋 病 檢 査	尿 檢 査	血 檢 査	水 檢 査	食 品 檢 査	合 計
件数	2,232	5,566	448	38	410			

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 教育医療負担金(母子衛生費負担金)の収取において、前年度においても指摘したが、当年度においても同様の決算印がされているものがあった。

また、使用料及び手数料の収取についても同様改め或いは健廻相談課と認定とが相違しているものがあった。それぞれ適切な事項整理に留意されたい。

イ 市町村等からの委託により実施した結核住民検査等の使用料及び手数料の認定については、前年度においても指摘したが、なお認定書所の項で述べたとおりであるので留置されたい。

ウ 使用料及び手数料の収取についても同様改め或いは健廻相談課と認定とが相違しているものがあった。それぞれ適切な事項整理に留意されたい。

エ 精神衛生監定医等特殊勤務実績簿に記載の従事した時間区分が明確でないものがあった。また、精神検査実施事職員特殊勤務実績簿は、9月以降調整していかなかった。それぞれ正確のとおり整備されたい。

定 着 里 名	3,101	1,873	134	426
既 有 及 有 戸	5,886	4,569	2,295	2,314
外 11	8,884	6,487	4,173	2,420
合	114,802	84,724	28,262	7,362

(2) 未病防治実施状況

対 象 者	成 人 也 の 症 状	狂犬病衛生宣伝実施率	未施足乳児	婦幼 疾病予防	その他の	合
食 品、飲 食、水道使用者				3,090		58
そ の 他				5,580		11
合				229		1

(3) 保健衛生実施状況

目的	結核調査実施率	狂犬病衛生宣伝実施率	未施足乳児	婦幼 疾病予防	その他の	合
訪問数	3,239	16	5	111	308	338

(4) 食品及び環境衛生監視指掌状況

(5) 狂犬病予防事業実施状況

対象を要する対象	対象を要しない対象	狂犬病事件	対象を要する対象	狂犬病事件	対象を要しない対象	狂犬病事件
1,519	1,562	4,660	295	1,220	1,441	

れたい。なお、9月以降は細胞培養検査実施率特別指掌状況に代えて、伝染病特異検査結果日数を留めていたが、所長の決算印がされているものがあった。

* 受給履歴特別指掌状況に使用する器具・薬品は市町村に配分し、市町村がさらに受給履歴特別指掌員に交付しているが、当年度の購入数量と市町村への配分が不完全となっているもの、市町村への購入と受給履歴の数が一致していないもの、市町村の受給履歴を残していくものがあった。授受を明確にしておかれたい。また実地指導員からの指導報告書の整理が不充分のもの、実地指導員に報告書(手当)を支給していたが、この支給実績と指導記録の指導件数が不完全を生じているものがあった。的確な事務処理をされたい。

カ 不用大の買上実績については、被認可日に記入後遺していったが、主管課の指示する買上額を作成しておかれていた。なお、被認可日に所長決算印のないものがあったが、決算を受けるようにされたい。

* 勤便切手の月末現在額の検査を実施していない月があった。銀行に留意されたい。

(6) 予算の執行について

ア 食品衛生基準特別指掌 7,000円は食品衛生1日監視に要する額であるが、当年度は実施せず、全額不執行としていた。せつねく計上された予算であるから結果的に執行するようされたい。

(3) 公有財産の使用許可について

青生虫予防協会、食品衛生協会会員登録、就醫師会に使用許可している事務所については、都道府県の県で述べたとおり、それぞれ費用負担させられたい。

4. 通院について

安養施設者は現在で名程度の収容能力しかない。安養施設の施設の指導的場として婦人用具、医薬グッズ、学校、病院、事業所の給食従事者等によつて積極的に活用されている現状である。しかし、地区相談活動の母船となる食生活指導会員の養成(年間60名)も毎定期に行われているので、少くとも、60名程度を収容しうる安養施設を現地物の二倍に増設することについて検討検討されたい。

5. 病院保健所

昭和40年7月27日監査

7,455,020円

時報(外) 第5号 (第三種医療物認可) 昭和41年5月25日 金曜日 島根県取扱公報

1. 予算の執行状況	
(1) 支入	
41	日 準定額 収入額 収入未達額
監査委員 田 庄 二	
河 中 田 田 K 幸	
川 新 谷 谷 鮎	
同 見	
合 計	
	(単位 円)
公衆衛生費負担金	545,825 545,825 0
使用料及び手数料	7,329,833 7,329,833 0
物品販売収入	25,500 25,500 0
総 収 入	170,866 170,866 0
合 計	7,872,024 7,872,024 0

2. 主な業務の実績状況	
(1) 総合健診診断予防接觸実績状況	
次第区分	被験人員受験人員(アヘンB+C+アルコール吸収歴有無)受診人員(アヘン)
定一覧住民	97,061 34,941 6,283 3,269 50,530 1,646 33.0%
外	7,009 5,137 1 2,259 2,878 72.5
合計	12,060 10,154 1 7,140 3,016 79.3
期計	189,970 118,532 47,926 11,510 108,517 4,650 62.3
定期患者	5,800 5,019 1 4,881 138 86.5
外	12,609 10,154 1 7,140 3,016 79.3
合計	202,779 128,518 1 115,657 7,666 63.4
(2) 保健指導活動実績状況	

- 1. 市町村等からの委託により実施した被験住民検査等の使用料及び手数料については、前年度においても推進したが、なお都道府県の県で述べたとおりであるので、留まされたい。
- 2. 一般健診診断の使用料及び手数料の額定も我が相当件数もつた。
- 3. 使用料及び手数料の書類にかかるものについて差額金を全額確定していないが、所定の収取手続きをすべきである。

- 4. と蓄後遺障および狂犬病予防員ならびに精神疾患正規従事職員の特殊勤務実績等の実績と各業務日誌の特殊勤務従事実績に不突合を生じているもの、旅行命令書と狂犬病日誌の細則従事実績と一致しないものがあつた。また、就業検定日誌に所長実印のないものがあつた。適正な事務処理をされたい。
- 5. 精神疾患管理検診及び家族訪問を対象に委託し、この委託料を支払っていたが、病院から開示された検診結果(所長の実印した受診券)をみると、受診履歴記録に検診しているものがあつた。

- 6. 不用大の賃上請求として7,000円の予算令達を受けて、8月から11月の間に14回を算上げ、この代金1,400円を支出し、残額5,600円は不用額としていた。賃上は、月1回相当職員に予算令達額全額(翌月からは予算令達全額)を資金削減し、月末に清算の結果、大部分の額を返納していたが、資金削減にあつては毎月の賃上実績等を勘案し、必要以上の資金削減をすることはないようになつた。

- 7. 狂犬病中止症候指導助成金に手当を支給しているが、助成措置記録に被指導者の印のないものが多い。
- 8. 精神衛生に関する相談及び指導を行なう等のため、県下で一箇所に集中する。

当引内に精神衛生相談所が計5か所であり、この相談所の収託金（月常勤）に対し福岡（月平均5,300円）を支給しているが、併用を通じて全然来所もなく相談所として充分な活動を実施していないよう見受けた。しかし、在宅精神疾患者の家庭訪問指導等について現実には各保健所で分担実施している実情でもあり、前述相談所の在り方について検討善処の要がある。

(2) 公有財産の管理等について

ア 外来患者の下足整理等のため下足室の無償貸与等について、所長と特定個人の間に契約を結んでいたが、行政財産について、所長限りでこのような契約を締結することは現行規定に照し適当でない。主管課は直ちに検討善処されたい。

イ 紛失予防会員取扱支部、省虫予防協会及び食品衛生協会米子支所に使用許可している事務所について、電話の使用料以外について

は、都寮保健所の頂で述べたとおり、それそれ費用負担させられる

(3) 一般住民精神健康診断実施について

当年度米子市の一般住民精神健康診断受診率は9.5%、境港市は15.9%で管内町村の受診率（平均91.8%）に比しては勿論、他管内の市（鳥取市32.5%、倉吉市39.2%）に比較しても極めて低調である。前回の監査でも指摘したが、市当局の実態体制の強化について一層努力に指導し受診率の向上をはかるよう遺ねて要請する。

1 事業収支決算状況					
(単位 円)					
1) 収入		2) 支出			
科 目	予 算 額	支 出 領 域	不 用 額	積 索	残 額
事業収入	14,636,300	12,715,318	12,715,318	0	0
物品売上収入	1,000	12,488	12,488	0	0
前年度繰越金	1,666,000	2,006,869	2,006,869	0	0
総 収 入	1,000	61,645	61,645	0	0
合 计	16,304,000	14,706,318	14,706,318	0	0

(3) 昭和39年度収支の状況は上記のとおりである。これを毎年度みると、前年度から総額を控除した収入合計12,789,449円に対し、事業支出13,323,261円（印刷機等の施設整備としての臨時的支出166,380円を含む。）で、差引△533,82円の赤字となる。

しづしながら、薬材料費節減額5,158円（前年度から総額278,276円と翌年度への繰越額373,434円の差引額）があるので、これを考慮すると実質赤字額は438,654円となる。なお、決算上では前年度から総額金と翌年度赤字額の差引額 1,473,057円を翌年度へ繰越していく。

精神障害者更生指導所
身体障害者更生指導所
精神障害者更生相談所
昭和40年6月16日監査
監査委員 桂 田 庄 二
岡 中 田 五 幸

1) 経理出納事務等について

ア 名刺、年賀状代等の印刷代金を当所で現金支拂しているものがあるが、この収納金の指定金融機関への払い込みが遅れているものが

あつた。遅滞なく払い込むようにされたい。

イ 薬材料及び消耗器材の搬入にあたつては、搬入上のみによつてい

るが、現物との照合確認を行なわれたい。

(2) 敷地の契約について

当所敷地のうち、島取市から無償で借用している土地については、前回の監査で指摘したとおりで、早期に貸借關係を明確にし、できれば現有移管を促進するよう遺ねて要望する。

3 通當について

当所の運営については毎回の監査で指摘しているところであるが、当年度は印刷機等導入のための臨時的支出はあつたものの、前述のとおり相当額の半年赤字決算をしている。支出額に対する人件費の占める割合は年増加し、今後の運営はますます困難が予想されるので、職員構成、施設規模等運営の根本的在り方については慎重に検討善処の要がある。

1 予算の執行状況					
(単位 円)					
1) 預 入		2) 支 出			
科 目	固 定 額	収入額	不 用 額	積 索	残 額
生活衛生料取入	1,537,197	1,446,450	47,587	43,160	0
介 倍 金	11,844	0	11,844	0	0
合 计	1,549,041	1,446,450	59,431	43,160	0

(2) 支 出 (単位 円)

科 目	予算合計額	支出額	不 用 額	積 索	残 額
施設管理費	228,000	228,000	0	0	0
社会福祉費	14,532,412	14,477,347	55,065	0	0
合 计	14,760,412	14,705,347	55,065	0	0

2 身体障害者更生指導所入所者の状況 (単位 人)

訓練科目	入所者数	終了生	在 院 の 内 容	期 間 正 常
心身障害者	6	6	就業就学の実現他の医療申請	計

3 身体障害者更生相談所別対応件数					
区分	心身	精神	肢体	複数	その他
視覚障害者	4	4	263	54	4
聴覚・耳鼻機能障害者	5	5	353	214	5
肢体不自由者	87	87	455	400	80
脳疾・精神機能障害者	1	1	1	1	4
合計	11	97	1,116	649	90
					2,049
					1,819

4 相談専用若更生相談所別対応件数					
区分	心身	精神	肢体	複数	その他
所内	26	4	65	28	119
所外	386	3	440	147	973
合計	412	7	505	175	1,092
					504

5 留意事項

(1) 未収金の整理について

前年度の収支で指摘した未収金の早期回収確保については、相当努

6 組織、運営について					
ア 物品事務取扱規則の制定に伴い整備した物品出納簿と旧物品出納簿との間に登載数量の異なるものが相当件数あったが、これらについては、速やかに不用の決定及び充分の手続をされたい。					
イ 郵便切手の月末現在額の検査を8月以降実施していかつたが施行されたい。					
6.1 前年夏からの減額分					
(貯金) 金額 (円)					
新規預入人 115,387 27,940 47,587 45,150 0 45,150					
合 计 11 115,387 27,940 59,451 45,150 0 45,150					
(2) 経理出納事務について					
ア 生産物完払代金を納期限まで納入されないものについての督促状発行は9月、12月、3月にそれぞれの間のものを取りまとめて行なつてはいたが、所定の時期に督促されたい。					
イ 督促才入金整理簿を整備されたい。					
ウ 税型抜きの製作、修理を業者に委託していたが、当所が材料(キルク)を提供している場合と、提供していない場合があるにもかかわらず委託料はいずれの場合も同単価で請求して支払っていた。材料を提供するしないでは、價格に差異をつけることが適当と考えられるので、契約にあたつて留意されたい。					
エ 物干場を随意契約により100,000円で新設していたが出来形が見極明細書のとおり施工されていないと思われる部分があつた。実施にあたつて一層慎重を期されたい。					
オ 携持人夫等日々雇用の場合に賃金台帳を調査していかつたが、漏洩しがれたい。					
(3) 物品の管理について					
ア 物品事務取扱規則の制定に伴い整備した物品出納簿と旧物品出納簿との間に登載数量の異なるものが相当件数あったが、これらについては、速やかに不用の決定及び充分の手続をされたい。					
イ 郵便切手の月末現在額の検査を8月以降実施していかつたが施行されたい。					
6.2 手数料					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(4) 収支					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(5) 支出					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(6) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(7) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(8) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(9) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(10) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(11) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(12) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(13) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					
総収入 3,050 310 2,740					
合計 1,113,709 1,110,969 2,740					
(14) 勘定					
(単位 円)					
手数料 1,110,659 1,110,659 0					

(3) 依頼先別検体件数

区 分	被検者 名	被検者 数	検査 (部類別) (子細検査) を除く	医療機関		食品 衛生 衛生 施設	施設 その他	計
				臨床検査	食糧			
保 健 所	332	24	1,936	268	62	35	2,725	
保 健 所 以外 の行政機関	2,534	16	55	159	1,752	10	4,767	
医療施設 もしくは 学校及び 事業所	245	254	2,962	1,451	29	5,944		
その 他	152	1	2	50	352	67	627	
自から行なつ たもの	14,543	312	91	102	424	28	15,577	
合 计	18,382	614	5,916	1,542	570	2,617	181	29,822

3 留意事項

(1) 経理出納事務等について

ア 検査手数料で「健保保険法の規定による鑑定に要する費用の額の算定方法に基づく算出額の8割」と規定されているものについて、計算で得た10円未満の金額を切り捨てているが、この方法は適当でない。

イ 局内細菌培養検査手数料及び寄生虫検査手数料の減免については「20件以上、1件につき」と規定されているが、一事業所等の申込が20件以上の場合において、当所では、20件を超える部分についてのみ適用している。一方同じ検査を行なっている各保健所ではその全般の件数について適用しているが、主管課においてこの取扱いを統一されたい。

ウ 当所においては、最近条件に變化されていないもの（例えば、各

種ジユースの試験、検査及び能力ナスト等）の委託試験、検査が増加しているが、これらの手数料については、國研条例に過大追加規定するようにされたい。

エ 検査検査業務從事職員特保勤務実績簿および伝染病特勤勤務日誌ならびに時間外勤務命令書の仮事時間、従事内容に不実値を生じいるものがあつた。的確な勤務処理をされたい。

＊ 最近内情漏洩のため離い上げた人夫について資金台帳を調整されたい。

カ 洗濯用燃料（白灯油）の購入にあたり、購入領書の購入数量と物品出納簿の受入数量が一致しないものがあつた。留意されたい。

＊ 小切手振出等通知書に銀行受領印のないものがあつた。なつ印を受けて授受を明確にされたい。

ク 薬材の購入については特定業者の見積書を取し、隨意契約によつていたか、随意契約による場合には、総会計規則第156条により、知事が別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を取るようになされたい。

＊ 当所の購物は扶あいで、通路にまで機具を置かざるを得ないような状である。また、その構造等も当所の業務に不適当と認められる。対策を講ぜられるよう要望する。

＊ 当所の購物は扶あいで、通路にまで機具を置かざるを得ないような状である。また、その構造等も当所の業務に不適當と認められる。

＊ 特定の購入については、随意契約による場合は、総会計規則第156条により、知事が別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を取るようになされたい。

＊ 当所の購物は扶あいで、通路にまで機具を置かざるを得ないような状である。また、その構造等も当所の業務に不適當と認められる。

＊ 特定の購入については、随意契約による場合は、総会計規則第156条により、知事が別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を取るようになされたい。

科 目	予算令達額	支出額	収入額	不 用 額		備 考
				期初	期末	
給 料 程 金	389,913	389,913	0			
社会福祉費	17,008,042	16,944,063	63,979			
合 计	17,397,955	17,333,976	63,979			

1. 予算の執行状況

(単位 円)

科 目	予算令達額	支出額	収入額	不 用 額		備 考
				期初	期末	
給 料 程 金	389,913	389,913	0			
社会福祉費	17,008,042	16,944,063	63,979			
合 计	17,397,955	17,333,976	63,979			

2. 収容保護の実施状況

(単位 円)

性 别	定期 3月実 現 在	3月実 在	期初	死亡	4月実 在		合 计
					40年	40年	
男	52	18	16	5	49	2	16
女	67	25	9	16	67	5	24
合 计	150	43	25	21	116	7	34
					51	20	74

3. 留意事項

(1) 継続出納事務等について

区	行	額	定	額	収入額	収入額
高等学校全額課費料	14	4,658,800	14	4,322,450	14	3,400
物品売払収入	15	100,000	15	100,000	15	0
総	16	4,758,800	16	4,422,450	16	3,400
特別会計	17	4,151,959	17	4,126,539	17	0
生産物売払収入	18	317,255	18	317,255	18	0
収穫物売払収入	19	31,022,363	19	31,022,363	19	0
総	20	4,000	20	4,000	20	0
合	21	31,345,598	21	31,343,598	21	0

(2) 収入額
経費はりつけ額 手数料相当額 算引収入額
75,600円 2,267円 73,333円

(3) 特殊勤務手当(旅費手当)として、乗船費用に支給する額は、「職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」第7条に基づき算出することになっているが、計算の基礎となる「旅費に要した経費」の額は、各航路ごとにおいて概算額より、最終航路において精算額によつている。航路ごとに正当額を支給すべきである。

(4) 時間外勤務手当が39年12月分以降事实上未支給となつてゐた。予算令達度額もあることではあるので早期に支給されたい。

(5) 物品事務取扱規則第39条に規定する郵便切手類の例月出納検査を助行されたい。

(6) 若鳥丸乗組実習生徒を被保険者として団体普通賃貸保険に入加入していだが、航路毎に乗組生徒が異動し、かつ、その数が当初契約時より減少しているにもかかわらず、契約特約条項に定める保険会社への通知をしなかつたため、減少分に対する未賃貸保険料の返還を得ていなかつた。契約条項の理解とその履行に留意されたい。

3. 債権管理の状況について

(1) 債権の管理に関する事務の収支については、債権管理事務取扱規則の定めることにより、39年4月1日から施行することとなつてゐるが、納期延後の場合に対する督促等向等実施されていないので、早期に実施すべきである。

4. 公有財産管理の状況について

(1) 行政(教育)財産の目的外使用にかかる使用料の徵收については、米子工業高等学校の項で述べたとおりである。

なお、使用料3件、3,139円を繰入で収入していたが、行政(教育)財産使用料で受け入れるべきである。

区	行	額	定	額	支	出	額	額	減
教員費	14	40,235,920	14	37,937,540	14	2,268,380	14	0	14
教員給与費	15	409,200	15	141,216	15	267,984	15	0	15
衛生費	16	39,796,720	16	37,796,524	16	2,000,396	16	0	16
合	17	49,210,834	17	37,942,454	17	2,268,380	17	0	17
特別会計	18	27,591,000	18	23,717,726	18	3,873,274	18	0	18

(2) 研究、吟誦、サンマ等の購入にあたつては、なるべく2人以上より競争を競するよう留意されたい。

(3) 若鳥丸に乗組の指導教官並びに実習助手に対しては、実習手帳に対応するものとして報償費が支給されているが、これを手帳として規定化、支給標準を明確にすることにつき検討されたい。

5. PTA会費等諸会費の取扱いについて
米子工業高等学校の項で述べたとおりである。

6. 若鳥丸の運送にかかる荷物金について
39年度に収入した荷物金は6,887千円で、予算額に対し12,863円の才入欠かんを生じていたが、39年度も引続き事業し、320万円(うち100万円探査費)を目標に努力中であつた。折角努力されるよう要望する。

7. 学校の運営について
III) 当校は本県唯一の水産高校であるが、39年度の在校生の出身地は境港市の周辺に偏在し、気高郡以東出身は僅かに3名で、鳥取市、岩美郡に至つては皆無である。これは当校の寄宿舎収容人員が11名に過ぎないことも大きな要因と考えられるので、東部地区における潜在的な水産高校進学希望者の要望を満すためにも全国一区の実をあげられるよう寄宿舎を整備されるよう望む。

(4) 当校運動場が極めて狭隘であることは前年の整備報告で指摘したところであるが、これが対策の一環として39年度に購入した土地は低地で使用ができない。校地の整備及び整備に配慮されたい。

(5) 老朽のため、前年度に廃止した中型実習船の代替は、実習教育上、また、国際試験受験資格取得上、是非必要と考えられ、その整備が望まれる。

(1) 収入の状況について (40年3月31日現在)
(1) 収入計画書
収入額 定額 収入額 収入額 収入額 販賣部税金 1,950,800円 1,950,800円
(2) 収入証紙取扱料 282 件
販賣部手取料相当額 引取入額 98,700円 2,261円 2,261円
(3) 40年3月31日現在における授業料の納期限内収納率は、52.3%で低調となっているので常時保管に配慮の要がある。
2 支出の状況について (40年3月31日現在)
(1) 支出計算書
科目 予算額 支出額 現額 残額 教育費 教育施設費 58,567,830 53,522,465 5,045,365 教育費 教育施設費 264,000 168,860 95,150 教育費 高等学校費 58,303,800 53,353,615 4,950,215 衛生費 公衆衛生費 12,637 12,637 0 衛生費 公衆衛生費 12,637 12,637 0

(1) 債務の管理に関する事務の取扱いについては、39年4月1日より施行すべきであるが、40年1月分の授業料より実施されていた。

6 公有財産管理の状況について

(1) 39年度に取得した鉄筋コンクリート3階建校舎鉄骨実験実習室、土地等の公有財産台帳副本が備付けてない。早期に貯合確認し整備されたい。

7 PTA会費等精金費の取扱いについて

米子工業高校の項で述べたとおりである。

境高等学校 計定額 収入額 収入未額 監査委員 中田玉平 10,267,028 10,277,900 9,128
(1) 収入計算書
区分 額 定額 収入額 収入未額 高等教育費 10,263,100 10,277,900 5,200 財産貸付収入 3,928 0 3,928 計 10,267,028 10,277,900 9,128
(2) 収入証紙取扱料 541件
販賣部りつけ額 手取料相当額 差引取入額 189,350円 5,679円 183,671円
(3) 昭和40年3月31日現在における授業料の納期限内収納率は、全日制が62.7%、定期制が14.5%で、定期制はとくに低率であるので、常時

境港工業高等専門学校 昭和40年4月23日登記 同 中田玉平
(2) 田舎町車置場を自転車用としていたが、次の点に留意されたい。 ア 制度変更による場合においては、なるべく2人以上から見聞書を繳すること。 イ 上事の監督、検査は、なるべく建築主竹澤保良に委嘱すること。
(3) 建材、産業教育改興法に基づく物品購入にあたり次の点に留意されたい。 ア 性能の比較等によつて、購入機種を選定した理由を記録しておくこと。 イ 見聞書並びに納品書に年月日の記入が洩れていたものがある。 ウ 受け取書に定める納入期限 (40年3月31日) を経過した支拂電流計外10点については、契約履行の確保につき配慮されたい。
3 物品について
(1) 郵便切手類の例月出納検査は賃物品事務取扱規則第39条に基づき行われたい。
(2) 物品保管場所の記録不備のものがある。販賣部取扱規則第14条に基づく物品の届合を勘行されたい。 なお、賃団台外相当数に備品の表示マークが貼用されていないものがある。整理されたい。
4 財産の管理について
校舎第2期工事により設置された火災報知機の押ボタンガラス蓋が故意破壊していた。早期に補修されたい。
5 債務管理の状況について

貯納庫に配慮の要がある。
(1) 定時制にかかる授業料の収取は、夜間にわたるため、夜間部事務執事が取り扱い、翌日現金引換券によつて、収納金を出納員に引き取っているが、規定のとおり出納職員が受領し、責任を明確にされたい。
2 支出の状況について (40年3月31日現在)
(1) 支出計算書
科目 予算額 支出額 現額 残額 教育費 教育施設費 44,584,970 45,597,442 987,526 教育費 教育施設費 446,000 401,827 58,173 教育費 高等学校費 43,909,770 42,979,736 930,234 教育費 保健体育費 229,000 209,861 19,119 衛生費 公衆衛生費 14,560 14,560 0 衛生費 公衆衛生費 14,560 14,560 0
(2) 通勤手当の支給に関する規則第12条に定める手当支給開始後における事務旅費に不充分な点が認められたので、旅費の臨時旅行に改定されたい。
(3) 県内旅行命令に当り導通行、急行等を利用させる場合には、会計課長通知 (昭和37・6・20現金127号一、四)に基づいて取扱われたい。
(4) 防火水槽築造工事 (231,330円) の施行にあたり、費用150,000円で契約を締結したが、蓄水槽台一式等 (81,330円) は別途費用以外で

(1) 貸付車置場を自転車用としていたが、次の点に留意されたい。
ア 制度変更による場合においては、なるべく2人以上から見聞書を繳すること。
イ 上事の監督、検査は、なるべく建築主竹澤保良に委嘱すること。

(3) 建材、産業教育改興法に基づく物品購入にあたり次の点に留意されたい。
ア 性能の比較等によつて、購入機種を選定した理由を記録しておくこと。
イ 見聞書並びに納品書に年月日の記入が洩れていたものがある。
ウ 受け取書に定める納入期限 (40年3月31日) を経過した支拂電流計外10点については、契約履行の確保につき配慮されたい。

3 物品について

(1) 郵便切手類の例月出納検査は賃物品事務取扱規則第39条に基づき行われたい。

(2) 物品保管場所の記録不備のものがある。販賣部取扱規則第14条に基づく物品の届合を勘行されたい。

なお、賃団台外相当数に備品の表示マークが貼用されていないものがある。整理されたい。

4 財産の管理について

校舎第2期工事により設置された火災報知機の押ボタンガラス蓋が故意破壊していた。早期に補修されたい。

5 債務管理の状況について

(1) 定時制にかかる授業料の収取は、夜間にわたるため、夜間部事務執事が取り扱い、翌日現金引換券によつて、収納金を出納員に引き取っているが、規定のとおり出納職員が受領し、責任を明確にされたい。

2 支出の状況について (40年3月31日現在)

(1) 支出計算書

科目 予算額 支出額 現額 残額
教育費 教育施設費 44,584,970 45,597,442 987,526
教育費 教育施設費 446,000 401,827 58,173
教育費 高等学校費 43,909,770 42,979,736 930,234
教育費 保健体育費 229,000 209,861 19,119
衛生費 公衆衛生費 14,560 14,560 0
衛生費 公衆衛生費 14,560 14,560 0

(2) 通勤手当の支給に関する規則第12条に定める手当支給開始後における事務旅費に不充分な点が認められたので、旅費の臨時旅行に改定されたい。

(3) 県内旅行命令に当り導通行、急行等を利用させる場合には、会計課長通知 (昭和37・6・20現金127号一、四)に基づいて取扱われたい。

(4) 防火水槽築造工事 (231,330円) の施行にあたり、費用150,000円で契約を締結したが、蓄水槽台一式等 (81,330円) は別途費用以外で

(1) 貸付車置場を自転車用としていたが、次の点に留意されたい。
ア 制度変更による場合においては、なるべく2人以上から見聞書を繳すること。
イ 上事の監督、検査は、なるべく建築主竹澤保良に委嘱すること。

(3) 建材、産業教育改興法に基づく物品購入にあたり次の点に留意されたい。
ア 性能の比較等によつて、購入機種を選定した理由を記録しておくこと。
イ 見聞書並びに納品書に年月日の記入が洩れていたものがある。
ウ 受け取書に定める納入期限 (40年3月31日) を経過した支拂電流計外10点については、契約履行の確保につき配慮されたい。

3 物品について

(1) 郵便切手類の例月出納検査は賃物品事務取扱規則第39条に基づき行われたい。

(2) 物品保管場所の記録不備のものがある。販賣部取扱規則第14条に基づく物品の届合を勘行されたい。

なお、賃団台外相当数に備品の表示マークが貼用されていないものがある。整理されたい。

4 財産の管理について

校舎第2期工事により設置された火災報知機の押ボタンガラス蓋が故意破壊していた。早期に補修されたい。

5 債務管理の状況について

(1) 定時制にかかる授業料の収取は、夜間にわたるため、夜間部事務執事が取り扱い、翌日現金引換券によつて、収納金を出納員に引き取っているが、規定のとおり出納職員が受領し、責任を明確にされたい。

2 支出の状況について (40年3月31日現在)

(1) 支出計算書

科目 予算額 支出額 現額 残額
教育費 教育施設費 44,584,970 45,597,442 987,526
教育費 教育施設費 446,000 401,827 58,173
教育費 高等学校費 43,909,770 42,979,736 930,234
教育費 保健体育費 229,000 209,861 19,119
衛生費 公衆衛生費 14,560 14,560 0
衛生費 公衆衛生費 14,560 14,560 0

(2) 通勤手当の支給に関する規則第12条に定める手当支給開始後における事務旅費に不充分な点が認められたので、旅費の臨時旅行に改定されたい。

(3) 県内旅行命令に当り導通行、急行等を利用せる場合には、会計課長通知 (昭和37・6・20現金127号一、四)に基づいて取扱われたい。

(4) 防火水槽築造工事 (231,330円) の施行にあたり、費用150,000円で契約を締結したが、蓄水槽台一式等 (81,330円) は別途費用以外で

施行されていた。契約事務及び財産管理の面からして、分別不可能な機器物への総括記入事項は、既て該当箇に受け入れ、一括り扱いとして執行されるよう配慮された。

財産の管理について

敷地内の機械施設について努力された。

設備管理の状況について

(1) 債権管理事務収支要則による授業料の納期後の督促等については、39年12月分より施行整備させていた。

公有財産管理の状況について

(1) 行政(教育)財産の設置目的以外の使用にかかる使用許可令の申請処理は、馬鹿取教科財産事務収支要則の決定が遅延したため、そ次して許可していた。

(2) 財産貸付収入実績額3,928円のうち教科使用料3,578円(2件)は、使用時点においては納入されていたが、使用後2か月以上經過して貸入調書を作成していた。収入事務を合規に行なわれたい。

なお、収入科目は財産貸付収入とし、その後収入に科目更正しているが、行政(教育)財産使用料とすべきである。

(3) 開発会員(28件)及び元店(7,254件)は、教育長通報「教育財産事務取扱要領の運営について」に規定する財産借用込書によらないで取得されていた。なお、各附受納後において県の負担とならないよう、同通報に定める受納前の調査を充分に行なわれたい。

6 PTA会費等会員費の取扱いについて
米子工業高校の項で述べたとおりである。

株式会社(外)第5号 (第三種郵便物認可) 昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県公報局

31 昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県公報局 (第三種郵便物認可)

科 目	預 金	予算額	支出額	現 額	備 考
教育費					
高等教育費	37,548,742	37,548,742	0	0	
高等学校費	36,751,542	36,751,542	0	0	
教育施設費	797,200	797,200	0	0	
衛生費					
公衆衛生費	7,764	7,764	0	0	
計	37,556,506	37,556,506	0	0	
特 別 金	1,979,422	1,979,422	0	0	
累計学費	39,535,928	39,535,928	0	0	

れられたので、予算の効率的執行に配慮の要がある。

3 貨物の管理について

(1) 体育館裏側の塗装新設外1箇所の工事の一括を請負ひにPTAが請け足して進行していたが、これについては県立高等學校の項で述べたとおりである。

(2) 番屋加工室外に常備の消火器の消火栓で、有効期限を超過している

ものがつたので、早期整備の要がある。

4 貨物の管理について

(1) 債権の管理事務取扱要則に規定する督促状の発行等の手続は何等なされていないので、規定のとおり実施すべきである。

5 公有財産の管理について

(1) グラウンド等行政(教育)財産の目的外使用にかかる許可申請手続の施行並びに許可書の作成につき配慮の要がある。

(2) グラウンドと民有地との境界の明確化については、さらに努力するよう重ねて要望する。

(3) 昭和40年1月30日、知事名をもつて正式に県立農業高専組合と分離契約した学校造林は、地上樹木登記が未了となっているので、垦田の促進につき配慮の要がある。

(4) 不用となつた乳牛の売却を県物品事務取扱要則第31条第3項に規定する不用品の承認申請手続を行なつてあるが過当でない。

(5) 物品取扱要則第39条1項および2項に規定する要領切手類の例月検査を執行すべきである。

(6) 離用費並びに原材料費支出額のうちに、種子、肥料等の購入に伴う送料が含まれていた。支出科目を区分する要がある。

(7) 牛乳処理の冷凍機の仕様に当り、一括契約すべきを數回に分割整備したため、所要経費(とくに手賃費)が嵩み、不経済な支出が認めら

科 目	期 初	定 期	収 入	支 出
教育使用料収支	0.881,600	0.881,600	0	0
特別会計	1,310,913	1,310,913	0	0
財産光沢取入	548,520	548,520	0	0
現 金	8,741,035	8,741,035	0	0
合 计	74,011円	74,011円	0	0

(2) 収入延滞取扱額 218件

延滞はりつけ額 手数料相当額 延引取入額
76,500円 2,289円 74,011円

(3) 授業料の納期限内収納率は22.2%で低調である。とくに、4月分の納期限内収納率は零となっている。

また、5月分は7.4%の収納率にしかなっていないので、納期限までに納入されるよう努力の要がある。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

日野市立中学校

昭和40年3月25日開設

昭和40年3月25日開設

1. 本人の口述について (40年3月31日現在)

(1) 収支計画書

料 款	目 次	予算現額	支出額	残額	備 考
教育費	学費	20,960,752	20,960,752	0	(1)
	高等学校費	20,709,752	20,709,752	0	(2)
	教育施設費	251,000	251,000	0	(3)
衛生費	公衆衛生費	2,459	2,459	0	(4)
		2,459	2,459	0	(5)

(3) 授業料の納期内収納率は35.7%で、前年同期に比較し、2.1%上昇しているが、4月分は第11月分は17.4%で低率となっている。常時収納率の向上につとめられたい。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 款	目 次	予算現額	支出額	残額	備 考
教育費	学費	20,960,752	20,960,752	0	(1)
	高等学校費	20,709,752	20,709,752	0	(2)
	教育施設費	251,000	251,000	0	(3)
衛生費	公衆衛生費	2,459	2,459	0	(4)

たが、引換と学校毎により経営されている。
なお、この図書は借用であるが、借上の契約はなされていない。リンクゴの図書管理を今後如何にすべきか検討の要がある。

3. 岐阜高等学校

昭和40年7月9日監査

監査委員 中田 玉平

岡 新見

佐藤 幸雄

科 款	目 次	予算現額	支出額	残額	備 考
教育使用料 楽器料	学費	25,517,402	25,517,398	0	(1)
施 設 費 入	高等学校費	25,355,402	25,355,402	0	(2)

1. 収入の状況について (40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 款	目 次	予算現額	収入額	収入未済額
教育使用料 楽器料	学費	6,647,200	6,647,200	0
施 設 費 入	高等学校費	1,072	1,072	0

(2) 収入額紙収納額

登紙はりつけ額 手数料相当額 総引戻入額
108,150円 32,445円 75,705円

(3) 授業料の納期内収納率は30.2%で、前年同期に比較し5.2%上昇しているが低調で、5ヶ月以上経過して完納している月もある。納期内収納確保に配慮の要がある。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

- (1) 時間外勤務命令のうち従事内容からみて、命令区分に統計すべきものが見られた。
- (2) 権利外勤務命令のうち従事内容からみて、命令区分に統計すべきものが見られた。
- (3) 燃料木炭の購入時期に統計を要するものがある。
- (4) 球類教育設備として30万円の備品を購入しているが、備品の納入は契約担当機関の責任となっているので、すべて命令系統の指限ある機関が行なうよう留意されたい。
3. 備品の管理について
- (1) 日野産業高等学校の場で述べたとおりである。
4. 公有財産の管理について
- (1) 行政(教育)財産の使用許可に当り、使用許可書の発行がなされていなかつたので留意されたい。
- (2) 新運動場の整地費として146万円を投入して1,500坪の整地作業を施工したが、高底差をなくした程度で勾配、盛土や排水設備は同一つな

されていないため、使用に当り極度の制限を受けている実情である。

(2) 第2次整地作業を実施することにつき配慮されたい。

(3) 体育館新築1棟(205坪、1,245万円)に確定施行した体育館(1,245万円)の実施方法については現役学校の実績によったことなりである。

鳥取工業高等専学校

監査委員会 田庄一

同 小谷善一

公務取扱

1 収入の状況について(40年5月21日現在)

(1) 収入計算書

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	9,771,200	9,771,200	0
人	6,971	6,971	0

(2) 収入延滞取扱額 423件

延滞はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
148,050円	4,441円	143,609円

(3) 横渠料の納期以内収入率は65.2%で、前年同期に比較し、10.1%上回っているが、納期内の収納確保にお努められたい。

(4) 電柱敷地使用料の徴収に当り、行政財産使用料条例に規定する金額と相違していたものがあつたので開業のうえ着処の要がある。

支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算額	支 出 額	残 餘 額
人	74,500円	74,500円	0
教育費	5,320,185円	5,320,185円	0
生徒	6,526円	6,526円	0
合	76,932,818円	76,932,818円	0

(2) 前日運動命令簿及び時間外勤務命令簿に命令印が捺れていたものが散見されたので警備の要がある。

(3) 風景以外の駐車場による旅行金券で、その手続がなされていないものがあつたので、今後注意されたい。

(4) 旅費、請求書と旅行金券との照合を徹底に行なわれたい。

(5) 賃金借渡(核算込)整理簿を整備されたい。

(6) 木炭の購入は価格の安い時期に一括購入し、貯蔵の範囲を広げるようになされたい。

(7) 工事の検査及び買入物件の検査については、技術専門校の項に述べておおり留意されたい。

(8) 郵便切手類の例月検査については、農業高校に述べたとおり留意されたい。

3 約約について

(1) 機械器具類の購入にあたり契約保証金は控除免除しているが、この取扱いについては農業高校の項に述べたとおり留意されたい。

4 價格の管理について

(1) 授業料の未収に当つては、債權管理収款使用料に規定する措手様を履行されたい。

(1) 行政財産の取得管理について

(2) グラウンド用地として23坪の寄附を受けていたが、受納に当つては、更正箇所の項で述べるとおり、事前調査を実施されたい。

(3) 体操館新築に当り、算賃予算外の追費もつて竣工工事を施行してある。

(4) 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,961	3,961	0

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

科 目	算 定 額	収 入 準 索	収 入 未 準 索
教育使用料 振替額	11,050,200円	11,050,200円	0
人	3,96		

7 学校の運営について

当校には、小学、中学校、高等の各部のほかに、専攻科、短期科等を置いていたが、小学校部の生徒数は少なく、昭和40年5月1日現在、1学年1名、2学年2名、3学年3名、4学年1名、5学年4名、6学年2名、7学年2名、8学年3名の小人數にしか過ぎず、経費の点より見れば勿体ない運営となつていてある。

首先、強度の视力検査児童数がこのように少ないのであれば最も結構ではあるが、実際には相当数の潜在児童が居るものと考えられる。其教室は地元公民館や役場等とも協力して、当校への入学勧奨について努力し、折角の施設を十分活用されるよう望む。

なお、視力、聽力障害児も安心して入学できるようにするために、必要なれば上記と連絡し、現在の所、もうあ学校名を改称することについても検討されたい。

8 学 校 昭和40年9月9日監査

監査委員 桥 田 正 二
岡 中 田 五 幸

1 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

岩美高等学校				昭和40年7月1日監査									
監査委員 桥 田 正 二		岡 中 田 五 幸		監査委員 桥 田 正 二		岡 中 田 五 幸							
1 収入の状況について (40年5月31日現在)													
(1) 収入計算書													
料 目 固 定 額 収 入 額 収 入 未 満 額													
教育使用料 捨棄料	3,979,200	3,979,200	0										
総 入	2,784	2,784	0										
計	3,981,984	3,981,984	0										
特別会計 生駒物発払収入等													
	598,433	598,433	0										
(2) 収入証紙取扱額 223件													
証紙はりつけ額 手数料相当額 送引料額	2,340円	75,710円	0										
計	78,050円	78,050円	0										
(3) 授業料の納期毎内収入率は57.3%で前年同期に比較し、7.3%向上しているが、なお、期限内収入に配慮されたい。													
(4) 授業料の徴収に当り、会計規則に定める正規の手続によらないで、便宜上生徒手帳に領收印を押して収納していたが、規定のとおり実施すべきである。													

2 支出の状況について (40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

料 目		予算額	支岡額	現 額	額
款	項	元	元	元	元
教育費		22,610,315	22,610,315	0	0
教育施設費		362,000	362,000	0	0
高等学校費		22,248,315	22,248,315	0	0
衛生費		5,414	5,414	0	0
公用衛生費		5,414	5,414	0	0
(特別会計)					
農立学校 費	農立学校 費	598,423	598,423	0	0
計		22,615,729	22,615,729	0	0

(2) 物品購入にあたり見積書の提示年月日並びに機役者の記名等が不備である。

(3) 通勤手当の支給にあたっては、職員の人事異動等による住所変更に応じて、通勤状況について追跡確認されたい。

(4) 有効期限の超過した油抜消火器、消火栓の取替え、燃焼した火災対策機器ボタン類の修理等防災について配慮されたい。

(5) 見積書提出前に物品購入契約を締結していたものがある。事務取扱に留意されたい。

(6) 植子、肥料、飼料等は年間需要計画を出てて購入し、予算を効率的

料	目	予算額	支岡額	現 額	額
款	項	元	元	元	元
教育施設費		33,786,163	33,786,163	0	0
特殊学校費		37,350,353	37,350,353	0	0
保健体育費		55,000	55,000	0	0
計		27,986,846	27,986,846	0	0

科	目	予算額	支出額	残額	備考
教員費		33,455,564	33,455,564	0	
教育施設費		37,900,000	37,900,000	0	
施設費(収入)		33,282,347		33,282,347	
給料費		5,318	5,318	0	
公用衛生費		5,016	5,318	0	
計		33,456,974	33,456,185	389	

(1) 支出計算書

科	目	予算額	支出額	残額	備考
公立学校員賃	員賃	1,518,275	1,518,264	9	
計		1,518,275	1,518,264	9	

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科	目	額	収入額	収入未済額
教育費	教育用料	2,890,500円	2,890,500円	0円
(2) 収入額紙取扱額 (245件)	手数料相当額	差引収入額		
総紙はりつけ額		85,178円		
85,178円		2,572円		

(3) 収入額紙取扱額の納期内収入率は、全日額79.7%、定時額69.6%で、前年同期に比較して全日額24.9%、定時額29.3%それぞれ上昇しており、

年8月12日所有権の登記をしているが、監査時現在、民衆が建つたままだとなつてはいる。民衆の取扱きにつき調査のうえ善処すべきである。

6 施設設備の整備について

当校は、日本海と旧国道及び新国道との間にさまれ、校地は狭いのであるが、校舎の余地はなく、また、老朽その他の理由で、校舎は狭いのであるが、校舎をはじめとし、老朽危険建築物も多い。これらに対応するに先づ、校舎高校再編成の問題の速くなる着想が望まれる。

赤崎高等学校 昭和40年7月29日監査

監査委員 桑田庄二
同 中田玉平
同 小谷裕
同 新見裕

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科	目	予算額	支出額	残額	備考
教育費	教育施設費	23,363,868	23,344,868	0	
施設費	高等学校費	1,047,000	1,047,000	0	
給料費	公用衛生費	6,725	6,725	0	
計		23,370,591	23,370,591	0	

2 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

収入額の向上をみたことは結構であるが、なお、範囲内収入に努められたい。

(2) 支出額の登記をすることによって努力されたい。

(3) 校長名で分担契約をしている学校選抜を正式に知事契約とし、地上

校設定の登記をすることによって努力されたい。

(4) 宮江町今津浜田275ノ2、毛地28号は校舎として使用するため、56

(1) 支出計算書

・ 教育用壁材(木版)は価格の安い時期に購入して経費の節減を図られたい。

・ 物品事務取扱規則第39条の規定に基づく帳簿類の例月検査を施行されること。

(5) 計画外労働命令のうち、人学退学は該事務課事務係の手続が未了となつていて、所定の申請手続に留意されたい。

(1) 施工工事の契約に当り、契約者の作成を省略する場合は、株会計規則第111条第2項に定めるとおり施行されたい。

(2) 計料、鋼材等は年間需要量計画を立てて購入するようになされたい。

(3) 債権の管理について

(1) 授業料等については債権管理制度規則に規定する届手続をせらるれたい。

5 公有財産の取得、管理について

(1) 昭和40年3月31日付をもつて土地3反7匁27歩の寄附を受領しているが、40年2月19日付免許第35号教育長名「教育財産収穫要項の適用について」によれば、財産の着附等を受けるときは、着附物件に他人の権利等が設定されていないか、寄附受納後において負担となるようない事項はないか、兩地との界界は開保人の承諾による確認がなされているか等を調査することになつてはいるが、これが調査が見当らない。

寄附受納に当つては、留意すべきである。

(2) 校長名で分担契約をしている学校選抜を正式に知事契約とし、地上

校設定の登記をすることによって努力されたい。

(3) 宮江町今津浜田275ノ2、毛地28号は校舎として使用するため、56

3 契約について

(1) 自社車庫新設工事の施行に際し、車の予算外で、PTAに負担させて差し足し施工を行なつてはいた。分割することでのない複数物をこのような方法で施工すると、工事の入札、選定、支払及び完成し

たものの維持管理等の其の事務は全く作成したものとなる。このような場合には其の予算に受け入れて、一連の員工事として行なうような予算措置の合理化につき改善の要がある。

4 公有財産の管理について

(1) 校地はグラウンド用地を含め全部本認可有地であり、この使用貸付契約を40年5月1日校長名で換出ししていたが、校長名で契約することは適当でない。知事契約とされたい。

(2) 校地はグラウンド用地を含め全部本認可有地であり、この使用貸付

契約を40年5月1日校長名で換出ししていたが、校長名で契約することとは適当でない。知事契約とされたい。

(外) 第5号 (第三種認可物認可) 昭和41年5月25日 金曜日 鳥取県公報

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	固 定 額	収入額	収入未済額
教育機用料 教育機用料 額	9,620,000 5,635	9,620,000 5,635	0
計	9,625,635	9,625,635	0

(2) 収入証紙取扱額 386件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
135,100円	4,053円	131,047円

3 公有財産の管理について

(1) 教育財産事務取扱費等に走る使用許可権等を譲渡されたい。

(2) 昭和46年大穴町町営有線放送電話装置に当り、大穴町長と校長との間で県有地の使用について契約をしているが適当でない。また、使用

柱に留意されたい。

4 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算額	支出額	固 定 額
教育費	33,120,357	33,120,357	0
教育施設費	467,500	467,500	0
高等学校費	32,652,857	32,652,857	0
衛生費	12,519	12,519	0
公衆衛生費	12,519	12,519	0
計	53,152,876	53,152,876	0

(3) 授業料の納期毎内収入率は94.4%の高率を示し、前年同期に比較して23.2%上昇しており、もざましい努力のあとがうかがわれる結果である。

5 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	固 定 額	収入額	収入未済額
教育機用料 教育機用料 額	5,435,200 3,000	5,435,200 3,000	0
計	5,442,801	5,442,801	0
特別会計 財産収入(生駒物 品等)	1,815,328	1,815,328	0
計	260件		
証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	
91,000円	2,750円	88,270円	

(3) 授業料の納期毎内収入率は51.7%で、前年同期に比較し8.2%上昇しているが、4月分0%5月分は4.1%と特異な月が見受けられる。

常時収入に格段の努力を要する。

6 特別会計

科 目	予算額	実績額
教育費	1,840,488	1,840,488

(2) 旅行費賃金印(校長)のなつ印捺が捺記されたので留意された

49 昭和41年5月25日 金曜日 鳥取県公報 (外) 第5号 (第三種認可物認可)

(3) 教育財産管理費1車両料費として40年6月10日に合意のあつた(43,000円)の工事は年度後半期に集中し施行されていた。單期費用に留められたい。

(4) 値段な機械器具及び本業の購入については、それぞれ販賣業者と学校の項で述べたとおり留意されたい。

(5) 下記のような事務処理に当つては何頭書を別途に作成し、その内若き明瞭かにしておかねたい。

ア 初回料の支出
イ 公計更正
ウ 貸金の支出

(6) 物件の買入に伴う核算については社勢寺高校の項に述べたとおり留意されたい。

(7) 順次学校実費費のうち、次の物件購入支出科目の取扱に検討の要がある。

ア 什款
イ 中継

3 依頼の管理について

(1) 檢査管理事務取扱規則に規定する請手続を施行されたい。

4 公有財産の收得、管理について

(1) 行政財産のうち検査試験のため教室使用許可したが、使用料の算定基礎に明確をかいているものがあつたので留意されたい。

(2) 分校造替契約は改修名で締結しているが、知事名で契約し、地主権設定の登記をなすべきである。

(3) 稲垣町より借用中の田1,532坪は正式に貸借契約をする要がある。

2 支出の状況について (40年5月31日現在)				
(1) 支出計算書				
科 目	予算額	支出額	残 額	備 考
教育費				
教育施設費	64,933,181	64,933,181	0	
高等教育費	1,505,000	1,505,000	0	
中等学校費	63,428,181	63,428,181	0	
衛生費				
公衆衛生費	33,504	33,504	0	
計	64,966,685	64,966,685	0	

(2) 木炭及び機械器具の購入並びに専用機の検査については、養成農業高等学校の項で述べたとおりである。

3 貸約について

(1) 校舎整工事外1件507,000円の整工事施行に際し、県の予算外において、地元負担金等により組合し工事を行なっているが、このことについては赤崎高校の項で述べたとおりである。

(2) 沖化粧の構造契約は具体的に約定されたい。

4 債権の管理について

(1) 授業料の未収に当つては、検査管理事務取扱規則に規定する請手続を履行されたい。

(2) 公有財産の管理について

(1) 授業料の未収に当つては、検査管理事務取扱規則に規定する請手続

1 収入の状況について (40年5月31日現在)				
(1) 収入計算書				
科 目	固 定 額	収入額	収入未済額	収入額
教育授業料 収 入	6,824,000	6,824,000	0	139,650円
計	3,888	3,888	0	4,189円
(2) 収入延暦収支額 (399件)				135,461円
(3) 授業料の納期限内収入率は75.3%で、前年同期に比較し3.2%上昇ついたが、なお、常時収納確保に配慮されたい。				
2 支出の状況について (40年5月31日現在)				

昭和41年3月25日 金曜日 (号外) 第5号 (第三種郵便物認可)

53 昭和41年3月25日 金曜日 公報 取扱会社 (号外) 第5号 (第三種郵便物認可)

(1) 支出計算書

科 目	(1) 予算額	支出額	残 額	備 考
教育費	35,245,094	25,915,094	円	円
高等学級費	35,248,074	35,248,094	0	0
教科書費	6,77,000	6,17,000	0	0
寄付費	8,759	8,759	0	0
公用賃借料	8,759	8,759	0	0
計	25,923,853	25,923,853	0	0

* 本契約の購入の時期が遅期でないもの

契約について

(1) 買受渡取契約は具体的に約定されたい。

債権の管理について

(1) 債業料の支払に当つては債権管理事務取扱規則に規定する届手続を執行されたい。

5 公有財産の取得管理について

(1) 行政財産のうち校舎試験のため敷地を借用許可したが、使用料の算定に注意されたい。

(2) 敷地等888坪を専用受納しているが、受納に当つて留意すべきことは美良農業高校の項で述べたとおりである。

(3) 校内には託宿等の關係で県へ所有権移転登記手続が未了となつて

いる土地があるので、これが早期解決につとめられたい。

(4) 校舎の立地条件から当校は排水に苦慮し、逐年整備しているが、物

(5) 体育館は生徒数に比し狭あいであるほか、床板天井、側壁等腐蝕を

要する箇所が多く見受けられた。とくに床板の破損は甚だしく、ケガ

人を相当数だいしている現状であるので、緊急補修することにつき配

慮されたい。

(2) 純差額の出納検査及び旅費の精算事務については、美良農業高等学校

校の項で述べたとおりである。

(3) 領内旅行で車急行、公行等を利用する場合には、金計課長通知(昭

和41年6月20日発会第127号一四)に基づいて取扱われたい。

(4) 他校教務教職員の兼務校への旅行命令及びこれに伴う出勤簿の取扱

い等に検討を要するものがある。

(5) 物品購入事務について次のとおり適当でないものがあつたので改善

されたい。

ア 見附書の提出前に購入契約がなされていたもの

イ 納入年月日、並びに交付年月日の記載誤れもの

ウ 検査がなされていなかつたもの

エ 檢査者の氏名、並びに受領印のないもの

1 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	固 定 額	収 入 額	収 入 未 済 額
教育費	6,525,600	6,525,600	円
総 額	1,560	1,560	0
計	6,527,160	6,527,160	0

(2) 収入証紙取扱額(312件)

証紙 はりつけ 額	手 数 料 相 當 額	差 引 収 入 額
109,200円	3,275円	105,925円

(3) 収入額の納期限内収入率は78.1%で前年同期に比較し10%向上して
いるが、7月分は5ヶ月にわたり収納されている状況であるので当月
内収納確保に努められたい。(4) 入学選抜手数料収入に当り、証紙書きばき手数料相当額と差引収入
となる額は105,925円であるのに、108,864円と計算していたので書
入すべきである。なお、報告済の証紙収入状況報告書も訂正の要があ
る。

2 支出の状況について(40年5月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	備 考
教育費	79,648,442	79,448,442	円	円
高等学級費	550,000	550,000	0	0
寄付費	高 等 学 級 費	79,138,442	79,138,442	0
寄付費	高 等 学 級 費	8,770	8,770	0
公用賃借料	8,770	8,770	0	0
計	79,627,232	79,627,232	0	0

(2) 純差額の例月帳簿については美良農業高等学校の項で述べたとおり

である。

(3) 教育工事の検査及び買入れ物件の検査については技術専門校の項で
述べるとおり留意されたい。(4) 物品の検査結果後に支払をなすよう、支出経額の適正に留意された
い。(5) 教育費開支要領法にもとづく新規額を35,447,000円購入しているが
この点に留意されたい。ア 全部購入額によつては、地方自治法第16条の2の各号の何れの項目によつて審査に付したのか不詳である。審査に付
した根拠を記載並備しておかれたい。

イ 調査契約による場合もなるべく二人以上から見扶書を置かねばならない。

(4) 購入したものの中には1件 100万円を超す高額契約が7件も含まれているが、契約保証金は全部免貸されている。契約保証金の免除は、昭和39年4月1日付発出第19号は構造改修工事用名古屋市に係りて行なうべきである。

(2) 水、水アール新設に当り、相生園の地元経営で賃の予算外において竣工していただが、このことについては未収益校の項で述べるとおりであるので改善すべきである。

4. 公有財産等の管理について

教務の使用許可に当つて、行政財産の使用料率別表「金算盤」の料金を適用しているが、「建物」のうち「その他」の料金を適用すべきである。

なお、これら教務等目を単位とする使用料は前項が健前であるので、収入済後許可書を交付すべきである。

5. 省吉産業高等学校

昭和40年9月2日監査

監査委員 小 谷 善 鳥
岡 新 見 佐

1. 収入の状況について(40年5月31日現在)

(1) 収入計算書

ようされたい。				
2. 支出の状況について(40年5月31日現在)				
(1) 支出計算書				
科 目	予算現額	支出済額	残 额	備 考
教育費	56,678,568	38,678,568	18,000	
高等學校費	57,480,768	37,480,768	0	
保健体育費	60,000	60,000	0	
教育報酬費	1,137,800	1,137,800	0	
衛生費	11,126	11,126	0	
公用衛生費	11,126	11,126	0	
計	59,689,694	38,689,694	0	
特別合計				
公立学校費	1,425,445	1,425,445	0	
計	1,425,445	1,425,445	0	

6. 特別合計

(2) 下記経費の支出については請求権取扱い見当らない。
経費内訳を明記し支出側の手続をとるべきである。

ア 商業科設備に伴う省吉産業より各校となつた計算額外の運賃経費
イ 教育指導費、報償費並びに謝師旅費

(3) 高価な機械器、工具及び木炭の購入並びに郵便類の割月検査について
は、実費算定等の項に述べたとおりである。

1.	日 標 定 額	収 入 清 額	収 入 未 清 額
教 日 標 定 額	5,325,600	5,325,600	0
宿 船 旅 人	2,000	2,000	0
料 金	6,327,600	6,327,600	0
特 別 会 費			
計 額 使 人	11,325,600	11,325,600	0

(2) 収入証紙取扱額 (361件)

収 納 ほりつけ額	手 書 用 当 額	送り回 額	取 扱 額
126,550円	3,790円	122,560円	

(3) 校業料納期限内収入率は85.7%で、前年同期に比較し23.9%上昇していた。さらに本の向上に努められたい。

(4) 生産品払下げ金額の決定に当つては、価格評定額をなし価格決定の根拠を明確にするようにされたい。

(5) 野菜部門において、倉吉青果市場KKに出資した野菜売上収入を手数料相殺収入としていたが、適当でない。改善の要がある。

(6) 果樹部門生産品を試験、研究等の目的以外に借用しようとするときは、県会計規則第32条1項の手続を履行すべきことに留意されたい。

(7) 乳牛を処分していくが、農作物事務取扱規則第30条第2項及び第3条第4項に定める手続が行なわれていなかつたので注意されたい。

(8) 畜産並びに加工部門等において、生産品の開長に対する引締時期を現金収納日としていたことは適当でない。畜畜については細かい問題に使用することに決定したとき、その他についてはお分するときにする

(1) 修繕工事の検査及び買入れ物件の検査については法務寺高校の項で述べたとおり留意されたい。

(2) 県立学校実習費会計専用費、原材料費より支出のもので、購入手帳前に現品を受入れていたものがあつた。留意されたい。

3. 債権の管理について

(1) 授業料等未収に当つては債権管理制度規則に規定する着手権を履行されたい。

4. 公有財産等の管理について

(1) 使用料算定に当つては省吉産業高校の項で述べるとおりである。

(2) 校地並びにグラウンド用地の着附料に当つては美皮農業高校の項で述べたとおり、受取前に調査を実施されたい。

(3) 家庭科特別教室、男子便所のように老朽の落しい建物、全生徒を収容できない体育館(現在120坪の講堂を使用中)狹あいび運動場、設置場所の変更に伴い不用となる跡地等当校には施設関係に問題点が多いのでこれらの解決に留意されたい。

共通的留意・要望事項

前回までの報告に續き、このたびもって県立学校に対する監査報告は全部終了するが、一般共通的留意・要望事項を記述すれば次のとおりである。

(1) 授業料の納期内納付については各校の項で述べたとおり、まだ納付を守らない生徒が多い。年度末には先納されるところを見れば、心掛け次第では大多数のものは納期内に納付することができるものと考えられる。

(2) 授業料は年額9,600円(月800円)となっているが、このほかに、臨時

的に収入する人学料金、や委託金、施設費、被服料等費、生徒食生活費は一応別として、每月PTA会費、図書費、実験料等を計上し、被服者より徴収しており、この額は、学校により差異はあるが、月平均内閣度から800円程度にまで異なる。

一方、学校においては、貢賃運賃手取りの不足を補なうため、これらの中金より相当額の援助を受け、その額は貢賃運賃及び需要費支出額の約半分にも達している現状である。すなはち、当然に貢賃支拂い、被服の経費の相当額が県の予算外のもので断たれ、県は授業料は月30円にしか過ぎないという立場を擱げてある実情である。

関係団体とも協調して、生徒保護者の負担額は現状の範囲内において、これら援助相当額だけ授業料の額を引き上げ、引上相当額の学校運営費を増加して県の財政措定の下に会計を処理することにつき検討されるよう望む。

(3) 学校の運営費は、前述(2)のとおり、県費予算外に外郭団体等より経費援助を得て助っている程に貴重であるが、特に創立後日の若い学校、特許校（寄生学園、盲学校、ろう学校）小規模校、全国一区校など、外郭団体元町村より援助を受ける度合いの少い学校ほど経理運営が困難のようである。

学校に対する県費予算の配分に当つてはこれらの点を考慮されるよう望む。

(4) 畠農生に対する卒業証明書、成績証明書交付事務は各校もかなりの件数があり、物的的に相当の負担となつてゐる。これに若慮した一部学校において、用紙代と称して事業上の手数料を県の予算外において徴していだことは前年の報告で指摘したところであるが、正規に手数料として

て、支拂料を算入して出し、関係事務費を学校に交付することにつく検討されるよう望む。

(5) 分割することでのない一體的構造物、例えは水泳プール、体育館等の建設に当り、PTA等外郭団体が県の予算外において、県工事に隸属の工事を行なつてゐるものがあるが、このようなやり方を認めると、県工事の設計書、入札、契約の事務等は作成されたものとなり、でき上つた構造物の維持管理にも不合理な面を生ずることとなる。このような場合には、既定し工事財源を県予算に受け入れ、県工事として実施すべきである。

(6) 地元市町村あるいは後援団体等より借受中の校地、建物の貸借契約、分取造林契約等のなされていないもの、契約はされているが改長が契約の当事者となり正規のものでないものがあるので改訂の要がある。なお、上記とは逆に、県有地内にPTA等外郭団体が建設した施設、例えば盲人会館のようには所有地使用許可手続のなされていないもの及び学校建物の一部を使用させていながらその手續のなされていないものが見受けている学校がある反面、近年多額の経費を投じて実施した施設設備が、高校再編成の結果如何では効用を発揮できなくなるおそれの生ずるものもある。

財務の面から見ても、高校再編成の方針が早急に決定することが望まれる。

(7) 老朽した施設設備で早期に整備を要するもの、授業上新設を要するもの等を持ちながら高校再編成の方針如何と、じんせんとして改り行きを見切つていい学校がある反面、近年多額の経費を投じて実施した施設設備が、高校再編成の結果如何では効用を発揮できなくなるおそれの生ずるものもある。

(8) 畠農庄を關係の条例、規則によれば畠農庄に入居してから引継き3年を超過した入居者から譲3年後10日以内及び毎年3月末日までに

収入に関する報告書等を致し、収入基準を越えていると知事が決定した者から決定の翌日より割増料を納付せることになつてゐる。

当所においては同報告書の提出が途絶したため、本所への連絡も途れ、39年11月30日に細事決定したものと12月1日より収入している実状であった。このため割増料の収納については38年度と殆ど同様で、4月より11月までの間の8ヶ月分は、新規のものは全然収取せず、既

続のものは前々年度の収入基準によつて収取している状況である。毎月3月末日までに提出させこととなつてある上記報告を履行させるべきであることは勿論であるが、これのみでは前取戻の収入に關する証明事務等の關係からして、何ヵ月分かは毎年収納できないことは明らかである。

入居後満3年を経た翌日又は年度の初めより算定できるよう開催定の改正について検討されたい。

(9) 公営住宅賃料及び畠農庄に入居戻税を常に算定して住宅の管理運営に行方不明されたい。

(10) 畠吉市ハ福岡地区に37年度建設した耐火建築畠農庄18戸のうち6戸は38年12月23日に入居者が退去しが、漏水防止工事が遅延し(40年6月24日着工、7月13日竣工)このため畠農庄を長期間空室のままとし、5月15日に入居許可書を出していた。住宅主営当期は早期に対策を講ずべきであった。

(11) インバクトローラーの賃料料を賃付費相当期間超過して収入しているが、建設賃付費契約書第4条によれば、賃料料は建設賃付費に拘束されることとなつてゐるので注意すべきである。

区分	固定額	収入額	収入実績額
使用料	2,589.02円	2,407.59円	181,450円
計 税 金	4,632.525	2,576.477	2,056,048円
計 収 入	564.521	564.521	0
計 料	7,786.067	5,548.569	2,257,478円

1 収入の状況について (40年2月28日現在)

(1) 収入計算書

古土木出張所	昭和40年4月15日監査
監査会員 指定 山 庄 二	
岡 中 田 玉 幸	
岡 野 坂 浩 駿	
岡 小 谷 雄 高	

(1) 畠農庄を關係の条例、規則によれば畠農庄に入居してから引継き3年を超過した入居者から譲3年後10日以内及び毎年3月末日までに

収入に関する報告書等を致し、収入基準を越えていると知事が決定した者から決定の翌日より割増料を納付せることになつてゐる。

当所においては同報告書の提出が途絶したため、本所への連絡も途れ、39年11月30日に細事決定したものと12月1日より収入している実状であった。このため割増料の収納については38年度と殆ど同様で、4月より11月までの間の8ヶ月分は、新規のものは全然収取せず、既

続のものは前々年度の収入基準によつて収取している状況である。毎月3月末日までに提出させこととなつてある上記報告を履行させるべきであることは勿論であるが、これのみでは前取戻の収入に關する証明事務等の關係からして、何ヵ月分かは毎年収納できないことは明らかである。

入居後満3年を経た翌日又は年度の初めより算定できるよう開催定の改正について検討されたい。

(9) 公営住宅賃料及び畠農庄に入居戻税を常に算定して住宅の管理運営に行方不明されたい。

(10) 畠吉市ハ福岡地区に37年度建設した耐火建築畠農庄18戸のうち6戸は38年12月23日に入居者が退去しが、漏水防止工事が遅延し(40年6月24日着工、7月13日竣工)このため畠農庄を長期間空室のままとし、5月15日に入居許可書を出していた。住宅主営当期は早期に対策を講ずべきであった。

(11) インバクトローラーの賃料料を賃付費相当期間超過して収入しているが、建設賃付費契約書第4条によれば、賃料料は建設賃付費に拘束されることとなつてゐるので注意すべきである。

2 支出の状況について(昭和40年2月28日現在)

(1) 支出計算書

支 出	内 容	金額	支 出	内 容	金額
社 会 保 険	雇用保険	19,562	社 会 保 険	雇用保険	19,562
社 会 保 険	労働保険	1,531,872	社 会 保 険	労働保険	1,531,872
資 本 貨 物	機械	44,741	資 本 貨 物	機械	44,741
資 本 貨 物	工具	16,555	資 本 貨 物	工具	16,555
資 本 貨 物	備品	210,742,827	資 本 貨 物	備品	210,742,827
資 本 貨 物	其 他	221,214,024	資 本 貨 物	其 他	221,214,024
合 计		221,522,914	合 计		221,522,914
人 事 費		108,818	人 事 費		108,818
合 计		221,522,914	合 计		221,522,914

(2) 備品購入費で消耗品を購入していたものがあつた。

(3) 燃料用の燃料(木炭)の購入時期に配慮されたい。

3 公有財産等の管理について

(1) 当所敷地内に設置の電柱2本についての現在地使用許可又は貸付契約手続きは何等行なわれていない。県公有財産事務取扱規則に定める手続をとらせるべきである。

(2) 内閣側面に放置の使用にたえないアスファルト舗2基は、不用処分にすることが適当である。

4 用地事務について

(1) 59年度における登記状況は次のとおりで

(甲位 件数)

工 構 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度積算額	備 考
道路改良外	119	660,540,452	2,100,000	38年度積算額分4箇所 40年度へ繰越1箇所

(公共工事)

工 構 別	工事箇所数	事 業 費	翌年度積算額	備 考
道路改良外		183,51,465,239円	0円	

費用見積りは其年増加の一途を辿っている。これらは土地代金を既に支払つたものであるので、並びの便益にはさらに倍段の努力を要するものと認める。

(2) 土地買収並びに物件移転補償等の協議書の作成を省略しているものが見受けられる。上木運用地事務処理規則第120条に基づく合規の事務処理をされたい。また、土地取得等關係台帳の記録の不備のもの、代金支払が遅延しているものがあるため善処の要がある。

(3) 土地充放逐書の特約に基き県が貯蔵する収入印紙を當公署が発する延書に3件缺つて貼用していくので取扱に慎重を期されたい。

5 主な業務の状況について

(II) 工事の施行状況は次のとおりである。

昭和41年5月25日 (号外) 第5号 (第三種郵便物認可) 昭和41年5月25日 金曜日 取扱局 公報 公表 宮崎県立外(支局) 宮崎県立外(支局)

(その他の)					
工 構 别	工事箇所数	事 業 費	翌年度積算額	備 考	
電光器具汎用	4	3,104,731	0		
合 计	306	715,130,422	2,100,000		

(2) 現地監査の状況について

中川橋架梁機工事等13箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。

ア 倉吉市海田、坂路倉吉線一号上井橋架梁機工事は、橋と道路との取付部分が良好でなかつた。

イ 三朝町三朝、盛谷川砂防新設工事は設計変更等の關係もあり、コンクリート工事の出来高が約11%が設計より超過していた。この工事は実質40年度へ継続実行するものであり、翌年度の請負等にも影響することとなるので、今後の措置を慎重にされたい。

ウ 三朝町福田、木地山倉吉線道路改良工事は、施工が遅延のため遅れ、年度が超過した。監査日現在、床盤盛土の最終仕上が未完成であった。

エ 三朝町、竹田川筋右岸河川護岸工事の石積護岸に風化した石が混入していた。監査に留意されたい。

オ 北条町田坂橋架梁機工事については監査及計書に工事材料検査の記載及び監査内容の記載がない。

また、検査手帳に備えつてある指示票は活用されていないので検討の必要がある。なお、ボックスを施行していたが、選択との間にクラックを生じていた。

6 郡家土木出張所 昭和40年4月28日監査

監査委員 田 庄 一
岡 中 田 五 平
村 小 谷 高

1 収入の状況について(昭和40年3月31日現在)

1 収入計算書				
区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 未 決 額	監査はりつけ額 手数料相当額 差引収入額 備 考
使 用 料	156,424	155,354	1,050	
財 産 収 入	11,724,843	7,971,922	3,752,961	
施 保 収 入	50,089	29,868	21	
合 计	11,911,355	8,177,125	3,734,326	

(2) 収入証紙取扱額

(3) 河川生物漁具収入にかかる収入未決額 5,732,961円の収入確保に				
監査はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備 考	
46,700円	12,171円	533,527円	監査はりつけ額はかかる項目	

(4) マンハッターノードを昭和40年1月12日から16日までに間接貸付し、この期間をもてて月の日に満たない場合は月に満たないが、貸付契約に規定する貸付料の前納額に満たないが、貸付料未納の項で述べたとおり計算されたい。

- 2 支出の状況について (40年3月31日現在)
- 支出計算書

科 目	予 算 期 初	支 出 金 额	残 額	備 考
上 木 費	169,780,423	143,125,785	26,654,617	
災害復旧費	18,328,025	13,071,271	4,956,754	
施 工 費	70,000	70,000	0	
計	187,918,427	156,267,056	31,651,371	

- (2) 日初旅費支給にあたり実態に即しない面があるので検討すべきである。

- (3) 本災賃入については曾吉土木出張所の項で述べたとおりである。

(4) 本災賃入については曾吉土木出張所の項で述べたとおりである。

(5) 予算執行の適正に留意されたい。

(6) 沿線駅在所において使用する電気、水道料金として毎月若狭町に対して定額を支払っているが、その支払額の根拠を明確にする要がある。

3 契約について

橋梁災害復旧工事等の基礎地質調査委託契約を建設工事請負契約にて

より検討していくものがあつたので検討されたい。

4 公有地の管理、区分について

- (1) 公有地の敷地は、整備し利用者間の明瞭を期されたい。

- (2) 施道敷95坪を坪当1120円で処分（払下げ）しているが、以下の算出基準が見当らないので、私は整備しておらざるべきである。

(3) 使用に耐えないとゲーリング用機械が放置してあつたので、不用の決定後処分されたい。

E 水防器材の整備について

- (1) 水防器材を補修用と組合保管していた。区分を明確にしておかれたい。

6 用地取扱について

- (1) 59年度における登記状況は次のとおりで

登記登記	登記登記	登記登記	登記登記	登記登記
△(2,288) 950	403	527	709	639

前年度末においては未登記件数は3,218件とされていたが、当年度の実態調査により2,288件も減少したこととなっている。未登記件数の実態のはずになれば、努力されるよう望む。

- 7 主な業務の状況について

- (1) 工事の施行状況は次のとおりである。

工 事 别	工事箇所	事 業 費	翌年度残額	備 考
道路改良外	373	69,782,031	131	
合 计	128	490,330,685	0	

(出張工事)

工 事 別	工事箇所	事 業 費	翌年度残額	備 考
道路改良外	373	69,782,031	131	
合 计	501	560,112,716	0	

(2) 現地監査の状況について

ア 用ケ瀬町における防護柵設置工事は、既に年度の終了した結果は次のとおりである。

現在において、未完成部分がかなりあつた。早期着工に留意すべきである。

イ 防護柵設置工事等12箇所を抽出して実施した結果は次のとおりである。

ウ 若狭町米見野道路改良工事は、練石積込み不足のため各所より漏水していた。また、底渠より漏水していた箇所もあつた。

エ 若狭町長谷、小規模な防工事は材料検査の記録がない。なお、工事は完成していたが、完成検査は未了であった。

区 分	額 定 額	収 入 金 额	収 入 金 额
被 用 料	6,358,484	5,986,945	371,759
対 価 支 入	8,327,308	4,831,697	3,495,611
総 支 入	2,622,424	2,174,664	447,760
合 计	17,308,216	12,993,306	4,315,110

(3) 収入延滞取扱額

延滞はり金額	手数料相当額	差引収入額	備 考
2,459,900	75,797	2,384,103	被用料延滞手数料外 10項目

(3) 廉賃住宅用建物の収入については曾吉土木出張所の項で述べたと同様である。

出 収 手 冊		昭和40年3月17日登記	
出 収 手 冊	登記	登記	登記
出 収 手 冊	登記	登記	登記
出 収 手 冊	登記	登記	登記
出 収 手 冊	登記	登記	登記

(収入の状況について (40年5月31日現在))

収入計算書	
区分	固定定期収入額
機用料	14,548円
販売収入	1,765,765円
其 収 入	221円
計	1,880,532円

(2) 収入計算書

登記(りづけ)	手数料相手額	差引収入額	額	要
224,800円	6,744円	218,056円		

2 支出の状況について (40年5月31現在)

(1) 支出計算書

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	75	333,129,053円	38年度繰越額1割分 2,400,000円	

(2) 道路維持費公共施設事業にかかる監査費委託料を支出していたが、契約書の作成または勘定がなされていなかった。

(3) 公共施設事業に対する報酬費の支出に当り、地元町よりの陳情実績作業報告書と当所の要請を締結時に若干の誤違いが生じていた。作業報告の確認の要がある。

(4) 前払した物件移転補償費で、開発工事の設計変更の結果返却となるべきものを、当該変更手続を終る前に戻入の通知を発していたものがあつた。事務処理手続に慎重を期されたい。

(5) 仮解保険料前道路改修工事負担代金は予算の合意前に施工し、支払がなされていた。予算の執行に留意されたい。

(6) 自動車部品等の購入並びに自動車整備は適確に決算手續を経てから

(その他の) (その他の)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	75	333,129,053円	38年度繰越額1割分 2,400,000円	

(特殊工事)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	209	50,861,617円		

(その他の)

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	7	1,980,000円		

(特別会計(有料道路))

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良外	8	43,577,244円	3,499,756円	40年度改修額1件

(2) 現地監査の状況について

現地監査の結果は次のとおりである。
ア 日野町松原川砂防工事は仮設工事用土のう等が削除に放置された。
イ 日野町板井原川砂防工事(345,300円)の廃棄しあげに残土処分に検討すべき余地があつた。

ウ 大山連絡道路一の沢田工区道路改修工事の路側よう望工には、コ

ノクリート製作に留意すべき点があること認めた。

(1) 建設工事出資額

昭和41年5月25日 月額貸付金

入金日が適当でない。

(2) 手形料を支々(0.000円)していたが、まつ不用の決定期限をとるべきである。

監査委員 田代 仁

(3) 小野田 喜久

(4) 支出計算書

外

監査委員 田代 仁

(5) 支出計算書

内

区 分	固 定 資 産	収 入 額	収 入 未 済 額
使 用 料 取 入	912,217	716,831	195,386
財 産 取 入	3,396,535	2,549,914	845,621
其 他 取 入	833,302	569,027	264,275
合 計	5,142,054	3,835,772	1,306,282

(2) 収入証紙取扱額

収 入 手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額	額	税
271,300円	8,159円	263,151円	臨時広告物料手数料ほか、1項11)

(3) 特外トックの賃付けに当り、財産賃付収入として15,300円を事後収入しているが、契約書によれば前納することに約定されているので、収入を確認した後貸付けるよう配慮の要がある。

(4) 購入収入額567,574円のうち57,186円は土木監修料で取扱い

科 目	チ 算 額	支 出 額	税	額	摘要
総務費	269,281	932,133	57,148	円	
労働費	14,962,416	14,345,707	616,703	円	
農林水産業費	2,387,346	1,586,507	801,059	円	
商工費	6,016,000	5,934,921	81,079	円	
教育費	2,699,000	756,000	1,943,000	円	
土木費	245,296,935	206,242,157	59,054,798	円	
災害復旧費	14,759,461	14,036,860	702,611	円	
合 計	287,070,439	245,834,066	43,236,384	円	

(2) 自動車用燃料は必要の範囲より注油券により購入しているが、年度末においては、この購入代金が予算令連額を超過して翌年度へ又払戻すべき状態となっていた。

油類の証明的購入並びに出納整理に留意されたい。

(3) 日額旅費の支給については都家土木出張所の項目で述べたとおりである。

5 用地事業について

(1) 39年度における登記状況は次のとおりで

(単位 件数)

過年度発生分	昭和39年度発生分	昭和40年度へ繰り越	額
(624)	295	1,316	799
1,611			562
			237
			1,553

カクコ書のものは当年度の実績額を結果さらに増加したものである。

過年度分についてはなお開示し、登記の促進につとめられたい。

(2) 家屋等の各種賃金の支払並びに各転居年月日が土地取扱等閑

台帳に未記入となつたものが見受けられる。監査されたい。

6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工 程 別	工事箇所	事 業 費	過 年 度 額	額
道路改良外	129	522,770,127	円	過年度より繰越分 1,500,000円

(単体工事)

工 程 別	工事箇所	事 業 費	過 年 度 額	額
道路改良外	286	97,500,340	円	
合 計	415	620,270,467	円	

(2) 現地監査の状況について

単体小規模砂防工事等12箇所を抽出して実施した結果は次のとおり

第5号	(号外) 第5号	(第三種郵便物認可)	報	公	監	取	期	日	金	曜	日	25	昭和41年3月25日
(4)	失業対策賃貸金は所員に資金を前渡して支払をされているが、各月の清算結果から見れば、前渡額の約3割強が返納されている。歳出現金の効率的使用に配慮されたい。												
(5)	失業対策人扶養り場小屋修繕工事の早期着工については米子土木出張所の項目で述べたとおりである。												
(6)	油港管理費(代港料開港料付外)1件の工事請負費342,000円は、監査日現在、予算令達がないまま支出していた。												
3	機械の管理について												
(1)	利川施設の採取、道路占用、堤防物揚場使用料等の機械の管理については、同規則に基づき納期後の督促をしていたが、督促期限を経過して一括処理している等規定通り実施されていない。納期を失ることなくその都度督促し管理の万全を期されたい。												
(2)	道路占用料、堤防物揚場使用料及び河川生産物を仮収入等のうち特免完成したもので不納欠損ぬ分していないものがある。適宜処分をされたい。												
4	公有財産等の管理について												
(1)	公有財産台帳副本には、附圖箇所作成基準により作成した図面を添付しておこうようにされた。												
(2)	当所建物価格の結果不用となつた門柱、扉、瓦等及び使用の見込みのないコンペア、レール等の処分につき配慮されたい。												
(3)	継代田継間道路新設に当り、継代に貸借使用中の継代田継間道路作業事務所は、その契約がなされていない。												
(4)	自動車輸送船5~6台も運搬しなつてるので車庫の増設が望まれる。												

第5号	(号外) 第5号	(第三種郵便物認可)	報	公	監	取	期	日	金	曜	日	25	昭和41年3月25日
(4)	失業対策賃貸金は所員に資金を前渡して支払をされているが、各月の清算結果から見れば、前渡額の約3割強が返納されている。歳出現金の効率的使用に配慮されたい。												
(5)	失業対策人扶養り場小屋修繕工事の早期着工については米子土木出張所の項目で述べたとおりである。												
(6)	油港管理費(代港料開港料付外)1件の工事請負費342,000円は、監査日現在、予算令達がないまま支出していた。												
3	機械の管理について												
(1)	利川施設の採取、道路占用、堤防物揚場使用料等の機械の管理については、同規則に基づき納期後の督促をしていたが、督促期限を経過して一括処理している等規定通り実施されていない。納期を失ることなくその都度督促し管理の万全を期されたい。												
(2)	道路占用料、堤防物揚場使用料及び河川生産物を仮収入等のうち特免完成したもので不納欠損ぬ分していないものがある。適宜処分をされたい。												
4	公有財産等の管理について												
(1)	公有財産台帳副本には、附圖箇所作成基準により作成した図面を添付しておこうようにされた。												
(2)	当所建物価格の結果不用となつた門柱、扉、瓦等及び使用の見込みのないコンペア、レール等の処分につき配慮されたい。												
(3)	継代田継間道路新設に当り、継代に貸借使用中の継代田継間道路作業事務所は、その契約がなされていない。												
(4)	自動車輸送船5~6台も運搬しなつてるので車庫の増設が望まれる。												

۱۰۶

ア 駆逐艦旗艦の、少佐二等受昇一事、日露の戦争時に驅逐艦は設計と異つた規格で進行されていた。

岩美町跡上、鳥取県坂町は県道改良工事は道路巾幅拡張のための鋼構コンクリート蓋の取付であるが、既設の便溝上に取り付けた關係もあって、車輪の通過に伴いコンクリート蓋が瓦遮板に飛び出しているものがあった。設計上の工夫が望まれる。

福島村堀川、駒鹿山川小規模砂防工事及び岩美町段上、山籠川小規模砂防工事は、実際上の工種は河川の改修であるが、何れも河川の中流域に施行されている。下流部より施行しなければ当年度施行事業も効果を期待できないと考えられる。

2 烏取市坂町、水道谷川小規模砂防工事施行に当たり、越水箇所が見

なれど、雨水に伴い施行地附近の地盤が沈下していたので調査し得る所がある。

(各所共通事項)
以上各所別に述べたところであるが、各所共通事項は次のとおりである

1 個体の使用について（畠山土木出張所は除く）
供給理事局取扱規則に基づく納期限後の督促について、督促状を発

行していないもの、発行はしているが一ヶ月近くも経つてから督促をしているもの、督促状発行漏書によっていないもの督促戻入金登録の未作成ないは督促が不適なものの、督促整理票の作成がないもの等規定期との

おり実施されていない実状である。價格管理等の適正化に配慮すべきである。

卷之三

卷之三

卷之三

らの取扱いについても努力のあとが見受けられるが、運賃等に対する指
置につきなお配慮されたい。

川原事務を抽出して実地監査をしたところ依然として年度内に完成しない工事を何箇所か見付かり、そのうちの一つが今後も

おおむね、中間子説を除いては、実験的に確認されてゐるところである。

道路手の作業体制の合理化について
道路の補修補修も、びに管理は旧態依然としてめんどろ道路手の手作業に

既存しているが、補助の簡略化、簡約化をはかり、これについて道路手の再配置を検討されたい。

(1) 公用自動車の運転日誌等を検討すると、航行命令が発せられていない

い職員が事実上出張していると認められるものがある。旅費予算枠の開保もあるが、事務処理、公用車の管理に遺憾のないようになされた

(2) 物品事務収投規則第39条1項および2項に規定する郵便切手額の例
月額を勘定されたい。

(3) 物品の購入並びに該料の検査事務は命令系統の権限ある職員が行な

うよう留意されたい。

工事用資材の検査について
工事用資材の検査に当り、書面上の検査者と実際の検査者と相違しているものがある。事務処理を合理化して責任区分を明確にすることにつき留意されたい。

5

れるよう要望する。

八、山地方農林公課

監査委員会 田中清一

昭和41年3月25日

(第三種郵便物認可)

監査委員会 田中清一

昭和41年3月25日

予算執行について

17年度における一般会計、特別会計の執行は次のとおりである。

(1) 一般会計

収入

科	日	固 定 国 収 入 決 算 収 入 未 承 受
使用料及び手数料	11	569,637
財産収入	11	76,946
省附金	11	205,000
総 収 入	11	22,559
合	11	894,002

支 出

科	日	予算合逓額	支 出 溢 額	残
総務費	11	1,477,174	1,477,174	0
事業費	11	78,021,040	78,021,040	0
高齢者費	11	4,409,162	4,409,162	0
地代費	11	12,335,120	12,335,120	0

科	日	予算合逓額	支 出 溢 額	残
農業構造改善事業費	11	46,139,681	29,778,000	17
内(料子補助)	11	7,983,054	625,483	0
外(林野事業費)	11	58,879,250	23,554,483	0
(開設、改良、整備)	11	20,690,000	11,579,500	0
外(森林整備)	11	6,878,000	4,825,341	0

円を支給しているが、管理人の遅延(詫諭)状況を見ると、4月～6月の間にあつては指示遅延計画135日に対して、実績は118日で、17日間は遅延が行なわれていない。指示日数は厳格に遅延させらよう記載をされたい。

(4) 不用と決定した物品で、売却、譲りの処分が行なわれていないもの、商談したもので売却処分が相当と認められるものがあった。不用品の処分に当つては慎重を期されたい。

4 損益算定の執行について

(1) 農業構造改善事業(佐治村萬谷地、崎陽造園6.8ha、幹線農道1,909m事業費14,000千円)に対して補助金9,800千円を交付しているが、事業実施主体(農業組合)の補助金経理の状況を調査したところ、帳簿上は40年5月31日に支払済としていた工事請負代金1,051,500円は、調査日現在未払となっていた。また本事業の資金511,200円の支出内容を精査すると出発日及び貯蔵が工事工程と相違しているものがあり、その他補助金経理及び事業実施に適正でないものがあつた。このことは、工事が年度内に完了しなかつたこと、事業実施主体が申請取扱いに不謹れであつたことにもよるが、直接受託金を交付すべき村当局において何らの事業指導が行なわれていないところにも問題がある。補助事業主体(町村)及び実施主体に対する指導監督を一段と強化されたい。

事 業 名	工事請負費	備
林道事業 (延伸林道)	48,050,000	施工地2ヶ所、開設延長2,806m
林山事業 (一般林山)	6,733,000	施工地1ヶ所、開設延長694m
(新規林山)	20,581,020	新規地開拓日 「新規地開拓止」 ヶ所・保育林改良 新規地3ヶ所
(新規森林山)	44,548,000	山腹整地工 塗堤工等22ヶ所
県行資林事業 (造林事業)	11,535,259	造林面積147.59ha
〃(保育事業)	10,950,690	造林面積13.15ha、下刈、蓄水池等1,071.9ha等

3 經理出納について

(1) 地域の分任出納員が收取した戻入金の事務処理について「現金計算則」第21条の規定による現金領取証書原付及び現金出納簿の検査が十分でなく、また現金領取用紙の授受も引継書がなく不明確であった。規則の定めるところに従つて適切に処理されたい。

(2) 土地改良費、賃金243,100円の支出し原稿中に、賃員手当より支出交给すべき超過勤務手当7,731円を支出していることは適正でない。

(3) 素有林保育事業費より素有林管理人(10名)に対して報酬270,000

事 業 名	工事請負費	備
林道事業 (延伸林道)	48,050,000	施工地2ヶ所、開設延長2,806m
林山事業 (一般林山)	6,733,000	施工地1ヶ所、開設延長694m
(新規林山)	20,581,020	新規地開拓日 「新規地開拓止」 ヶ所・保育林改良 新規地3ヶ所
(新規森林山)	44,548,000	山腹整地工 塗堤工等22ヶ所
県行資林事業 (造林事業)	11,535,259	造林面積147.59ha
〃(保育事業)	10,950,690	造林面積13.15ha、下刈、蓄水池等1,071.9ha等

事 業 名	工事請負費	備
林道事業 (延伸林道)	48,050,000	施工地2ヶ所、開設延長2,806m
林山事業 (一般林山)	6,733,000	施工地1ヶ所、開設延長694m
(新規林山)	20,581,020	新規地開拓日 「新規地開拓止」 ヶ所・保育林改良 新規地3ヶ所
(新規森林山)	44,548,000	山腹整地工 塗堤工等22ヶ所
県行資林事業 (造林事業)	11,535,259	造林面積147.59ha
〃(保育事業)	10,950,690	造林面積13.15ha、下刈、蓄水池等1,071.9ha等

これは県四輪自走農業機械普及促進会の開催が行なわれたことに起因していいるものであつて、県では開催地を別に定めておらず、各市町村で開催されたい。

(3) 県は近畿地方農業会員に付与された2種合に對し71,154円の積付料金を交付していながら、当該助成金の交付決定、西賀茂町及び野の確定通知を年度終了後の3月12日付でそれぞれ行なつて来た。補助金の交付決定は年度内に行なうべきであり、また、既に精算払をしているものに改算払の通知を行なつてあるが、これは精算払をしているものと勘定されたい。

(4) 西之原町作物増殖事業で既耕作物の作付を増やすため、その栽培、収穫、加工測定に必要な農機具の導入費1,863,200円(2ヶ町村)に対し補助金803千円を交付していたが、作付面積41.5haの確定は當農指導は行なつたものを全面的に認めており、県の現地監査は行なわれていない状況である。抽出検査の方法等によつても現地監査に係るよう検討されたい。

(5) 鹿児島作物特別措置等施設事業で、畜糞施肥の基礎となる飼料作物供給実績のため、展示は委託設置し、契約により種子及び肥料を現物支給しているが、これらの出納記録が行なわれていない。「飼料作物品事務取扱規則」第15条、第16条の定めるところにより適切に処理されたい。なお、事業委託に当り、受託者を出した後にさらに委託契約を締結するなど重複事務が行なわれている。事務処理の適正を期されたい。

(6) のうさご保護実験事業で、卵巣摘入経費101,575円に対して補助金49,499円を交付しているが、該補助事業に係る検査を補助金交付決定

に付けて行ない、かつ、交付決定通知と補助金の額の確定通知を同時にしながでいる。検査は交付決定通知後に行なへべきであり、区域届出を伴うものに就いては補助金の額の確定通知は國から行なうべきである。なお、前項規則では、契約の定めている「のうさご保護実験」という名称が合法でないことに在りしているので、規則にはこれが改正につき改廃されたい。

(7) 33年災害復旧造林事業で、森林組合が直営で智頭町西字塚に延長24mを復旧してある。該事業の事業権を付与する事業費は384,772円(工事費367,106円、工事賃料17,616円)であるが、当組合から提出のあつた実績報告は、事業費395,150円(工事費359,572円、工事賃料36,578円)で11,428円の不整合を生じてゐるが、このことについて同組合も行なわれていない。再調査の上適切に措置するとともに検査に当つては更に留意されたい。

(8) しいたけ栽培園変化促進事業(昭和)で、事業費154,969円に対し補助金51,600円の交付を補助金の額の確定をしないまま精算払してしまったことは適正でない。

(9) 那東町場に実施した県農道整備事業(事業費5,215千円、補助金1,564,500円、延長1,865m、巾員3m)を現地監査したところ、上面砂利層により空積工の上部が整備箇所においてくずれており、また側面の中間部において整備巾員以上の箇所があり中ぶくれとなつていたが、理由が明確でなく、不經濟な設計となつていた。故に、監督及び検査に当つてはさらに品質を期されたい。

(10) 非補助土地改良事業利子補給事業に係る事業処理で次の点につき改善を要する。

ア 企画概算額として40年5月26日に補助金334,458円を交付しているが、交付期日が適法でないこと、
イ 檢査員の任命を行なわいで補助事業の検査が行なわれていること。
ウ 補助事業主体(6町村)からの実績報告が微されていない。
報告をすみやかに做し、補助金の額の確定通知を行なうこと。
(1) 一般会計
収入

日野地方農林振興局 昭和40年6月22~23日監査
監査委員 木田 庄二
岡 中 美 平
同 新 見
佐藤

支出			
科 目	予算合通額	支 出 準 額	残 額
被 所 費	2,599,133	2,599,133	0
職 員 費	41,276,396	41,276,396	0
畜 犬 費	6,915,766	6,915,766	0
施 工 費	10,436,209	10,436,209	0
林 果 費	46,939,065	46,939,065	0
災 害 整 田 費	28,584,659	28,584,659	0
計	136,460,240	136,460,240	0

(2) 特別会計
支 出

科 目	予算合通額	支 出 準 額	残 額
1 緑苔体事業費	11,165,651	11,165,651	0
職 員 費	790,667	790,667	0
造林事業費	3,713,751	3,713,751	0
保育事業費	6,620,215	6,620,215	0
公共林野分認込 林業費	11,000	11,000	0
2 緑苔改良資金貸 付事業費	27,000	27,000	0
計	670,466	670,466	0

2 39年度における主な事業は次のとおりである。

事業者名	補助事業費	補助金額	備考
農業構造改善事業	内 外 内 外	内 外 内 外	内 外 内 外
薪炭近代化資金 持子補助事業	1,975,763 1,975,763	1,975,763 1,975,763	内 外 内 外 内 外 内 外
開拓こん成び開拓 事業	1,975,763	1,975,763	内 外 内 外 内 外 内 外
補助造林事業	4,571,636	1,647,771	造林面積15ha 造林面積15ha
林道開設事業	4,631,036	2,017,053	林道24.5km 1ヶ所
林道改良事業	1,950,000	577,500	17m 1ヶ所
林道災害復旧事業	1,927,000	1,550,250	3ヶ所 3ヶ所 3ヶ所
山崩地盤事業	5,216,000	4,500,352	山地復田2ヶ所、施設復田17ヶ所
通年度	20,989,000	19,245,454	5ヶ所 5ヶ所 70ヶ所
農道整備事業	11,105,000	3,329,000	農道5ヶ所3,500m

(第三種郵便物認可) 昭和41年3月25日 金曜日 取扱公団 (海外) 第5号 (第三種郵便物認可)

経費出納について

- (1) 総道防護事業で補用した資金を、雇用期間終了後1ヶ月に亘って支払いしているものがあり、なかには39年9月7日～30日の間に雇用に資金を予算合意の確認を提出し外洋団体に一時立替させ、予算合意後の40年4月21日に本人に支払ったように形式的に記載しているものがある。合規で迅速な事務処理に配慮されたい。
- (2) 1件5万円を超える物品の修理(ツーブ)に当り、業者より見積書以外何らの書面も提出されていないものがあるが、履行期限、危険負担等必要事項を明確に規定した契約書を取り交す必要がある。

4 補助事業等の執行について

- (1) 農業構造改善事業で、江府町御机地区に施工した内牛舎(1棟133.22m²、設計額1,853,000円)は、木工工事並びに基礎コンクリート工事の基礎単価表の作成がないままで事業費算定が行なわれ、かつその設計内容も簡略で、竣工した構造物を見ると、必要以上(不経済)と認められる構造材の使用箇所が見受けられた。補助金の交付決定とも関連するので、明確な基礎単価により設計書を作成するよう格段の指導を行なうとともに設計費の審査は厳格を期されたい。
- なお、吉市原地区に施工した草地造成事業は設計図面を作成しないまま実施していただけ当を得ない。設計図面は施工上欠くことのできないものであるので、留意されたい。
- (2) 同共同育苗園設置事業(半風)は補助金交付申請書の提出が39年5月21日、事業実施期間は39年4月10日から6月15日までとなっていたが、補助金交付決定通知は著しく遅延し、該事業が完了し、完了届提出後の40年1月22日に行なっている。

補助事業関係

事業者名	工事請負額	備考
造林事業	3,555,600	航行造林面積49.42ha
保育事業	6,216,895	伐植、補植426.6ha等
柏山事業	27,672,422	休安林改良5ヶ所、崩壊地復旧17ヶ所、森林特許権地復旧3ヶ所
東京電力柏山事業	4,885,426	名止め工1ヶ所
森林開設事業	4,655,000	ぬ止め工、床固工4ヶ所
	8,270,000	林道404m

迅速な審査処理に格段の配慮をされたい。

なお、上記に併せた検査調査を検査結果通知に替えて事業主体に送付していたが適切でない。正規な措置を執られたい。またこの事業の補助金の額の確定通知並びに植物防疫事業(半風)にかかる検査結果通知と補助金の額の確定通知がまだ行なわれていない。早期に専門家されたい。

- (3) 農業構造作物増産事業(増加面積1,724a、事業費617,100円)に対し補助金303千円を交付し共同利用施設の導入を行なつてはいたが、現地監査したところ、機械の導入は2月～5月末に行なわれており、当該年度に使用できなかつたことは遺憾である。補助金交付条件に事業の完了期限を付するなど適切に指導されたい。
- (4) 農業經營の基礎となる園芸作物栽培奨励のため、展示は4ヶ所の設置を委託していたが、契約書に実施方法、支給物の交付方法などが明定されず、また、委託料の決定基準支拂方法も不明であつた。事業の適正な運用を図るため、これらの事項については詳細に約定されたい。
- (5) 小規模草地改良事業(事業費938千円、補助金503,700円、草地6.2ha、牧田2,500m)の工事の仕様書は不備で、工法については何らの表示も行なわれていない。申請書添付の設計書、仕様書等を整備させ、これらの審査を厳にされたい。また、該事業は補助金交付内示の箇月前に着手されていた。
- (6) 林業構造改良事業で、計画樹立推進費、説明会開催費、地域協議会費等の事業費258,000円に対し、補助金129,000円を交付していたが、申請書記載の皆農資料の印刷運賃103,100円の計画に対し、その実績

は54,400円で、差額42,700円は旅費に流用されていた。事業計画を更するときは県の承認を受けるよう補助条件を付されたい。

- (7) 植物防疫費より病害虫防除費13名に対して報酬4,607円を支給しているが、防除員が周辺に報告しなければならない病害報告を完全報告している者は5名で、他の者は6ヶ月～9ヶ月間分の最高報告を行なつていない状況である。報告を厳守させられたい。

- (8) 39年度に一般航行造林44.11ha(事業費3,394千円)を実施しており、毎年希望者増加の傾向にあるが、労働力の減少、資金の高騰、施工地の奥地化等が事業上のあい路となつていて、交通不便な地域についてはバイハックス(集有林で使用していたもの、7人収容)1機を農業に貸与し実施しているが、航行造林を円滑に推進するためにはこれら荷物搬送の整備が必要であると認められる。
- なお、前記物品の貸与に当つては「鳥取県物品事務取扱規則」の規定より適正に処理されたい。

5 財産について

- (1) 昭和39年度に890千円で車輌の増築(50.51m²)を行なつてはいたが、県の財産台帳に登録されている金額及び面積と符合していない。購入のうえ早期に登録されたい。

佐賀県立農林水野課

昭和41年3月19日～25日迄

支拂用額44点、共同作業1点、農道橋265.5

m²

円

m²

円